

全国厚生労働関係部局長会議

詳細版資料

2019（平成31）年1月18日（金）

子ども家庭局

全国厚生労働関係部局長会議 詳細版資料

目 次

(重点事項)

1. 幼児教育の無償化について 1
 (1) 認可外保育施設の無償化について
 (2) 幼児教育の無償化の財政負担について
2. 認可外保育施設の質の確保・向上について 3
 (1) 認可外保育施設の指導監督の充実等について
 (2) 認可外保育施設の認可化移行の促進について
3. 「子育て安心プラン」の着実な推進について 4
 (1) 待機児童解消に向けた取組状況と「子育て安心プラン」
 について
 (2) 待機児童対策協議会について
4. 保育人材確保について 6
5. 2019（平成31）年度公定価格の対応について 7
6. 2019（平成31）年度における社会保障（子ども・子育て支援）の
 充実等について 8
7. 放課後児童対策について 9
 (1) 放課後児童クラブの主な動向について
 (2) 放課後児童対策関係・2019（平成31）年度予算案の概要
8. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について 14
 (1) 子育て世代包括支援センターの全国展開について
 (2) 産前・産後の支援について
 (3) 母子保健情報の利活用の推進について
 (4) 不妊治療への助成等について
 (5) 女性健康支援センター事業について
 (6) 母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について

9. 児童虐待防止対策の強化について	18
(1) 児童相談所及び市町村の体制強化（新プラン）等について	
(2) 2019（平成31）年度予算案について	
(3) 児童福祉法の見直しの検討について	
10. 社会的養育の充実について	24
(1) 都道府県社会的養育推進計画について	
(2) 2019（平成31）年度予算案における社会的養育の推進関係 事業等について	
11. ひとり親家庭等自立支援施策について	28
(1) 2019（平成31）年度予算案におけるひとり親家庭等自立支援 関係事業について	
(2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金（仮称） について	
12. 旧優生保護法について	30
(連絡事項)	
1. 保育対策等の推進について	32
(1) 保育対策関連予算について	
(2) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例等について	
(3) 保育園等の連携施設の確保について	
(4) 保育事故防止に係る安全対策の強化について	
(5) 認可外保育施設の届出対象の変更について	
(6) 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について	
(7) 保育園における第三者評価の受審について	
(8) 保育所における感染症対策ガイドライン及びアレルギー対策 ガイドラインの改訂について	
2. 児童健全育成対策等について	40
(1) 放課後児童クラブについて	
(2) 利用者支援事業について	
(3) 地域子育て支援拠点事業について	
(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター 事業）について	
(5) 児童厚生施設について	
(6) 児童委員・主任児童委員について	

(7) 児童福祉週間について	
(8) 児童福祉文化財について	
3. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について	60
(1) 児童福祉施設等の整備について	
(2) 児童福祉施設等の運営について	
(3) 東日本大震災により被災した子どもへの支援について	
(4) 平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等により 被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について	
4. 児童虐待防止対策の強化について	73
(1) 乳幼児健診未受診者等の緊急把握の実施について	
(2) 市町村職員を対象とするセミナーの開催について	
(3) 児童虐待防止推進月間における取組及び2019年度全国 フォーラムの開催について	
5. 社会的養育の充実について	75
(1) 2019（平成31）年度における児童入所施設措置費等の取扱い について	
(2) 社会的養育を担う人材確保について	
(3) 里親制度・特別養子縁組制度の広報啓発について	
6. ひとり親家庭等自立支援施策について	77
(1) 児童扶養手当について	
(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について	
(3) 就業支援等について	
(4) 子育て・生活支援、養育費の確保等について	
7. 配偶者からの暴力（DV）対策等について	86
(1) 2019（平成31）年度予算案における婦人保護関係事業について	
(2) 婦人保護事業の見直しの検討について	
8. 母子保健対策について	88
(1) 成育基本法（略称）について	
(2) 「健やか親子21（第2次）」中間評価について	
(3) 「授乳・離乳の支援ガイド」の改定について	
(4) 乳幼児健康診査における発達障害の早期発見及び情報の 引き継ぎについて	

(5) 助産施設について

(関連資料)

資料1	幼児教育無償化のこれまでの主な経緯	91
資料2	幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要	92
資料3	認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ (イメージ)	94
資料4	巡回支援指導員について	95
資料5	認可を目指す認可外保育施設への支援	96
資料6	認可化移行運営費支援事業の拡充(イメージ)	97
資料7	待機児童の解消に向けた取組の状況について	98
資料8	子育て安心プラン	99
資料9	待機児童対策協議会の設置状況について	100
資料10	待機児童対策協議会参加自治体への支援施策について	101
資料11	保育人材の確保に向けた総合的な対策	102
資料12	公定価格の対応の方向性について(子ども・子育て会議 (第40回)資料抜粋)	104
資料13	2019(平成31)年度の消費税増収分の用途について	105
資料14	2019(平成31)年度における「社会保障の充実」 (概要)	106
資料15	2019(平成31)年度における子ども・子育て支援の 「量的拡充」と「質の向上」項目	107
資料16	放課後児童クラブの概要	108

資料17	「新・放課後子ども総合プラン」の推進	109
資料18	「総合的な放課後児童対策にむけて」(概要)	110
資料19	地方からの提案等に関する対応について	115
資料20	規制改革推進に関する第4次答申	117
資料21	放課後児童クラブ関係予算のポイント	121
資料22	平成30年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の 実施状況	123
資料23	子育て世代包括支援センターの全国展開	127
資料24	産前・産後サポート事業	128
資料25	産後ケア事業	129
資料26	産婦健康診査事業について	130
資料27	新生児聴覚検査の体制整備事業	131
資料28	データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書	132
資料29	データヘルス時代の母子保健情報の利活用に係る情報 システム改修事業(案)	133
資料30	不妊に悩む方への特定治療支援事業について	134
資料31	不妊専門相談センター事業	135
資料32	女性健康支援センター事業	136
資料33	特定妊婦等に対する産科受診等支援(案)	137

資料34	母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について (通知)	138
資料35	都道府県社会的養育推進計画の策定要領等の概要について	139
資料36	2019(平成31)年度児童虐待防止対策及び社会的養育関係 予算案の概要	152
資料37	児童虐待防止対策体制総合強化プラン	227
資料38	児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン) のポイント・計画初年度	233
資料39	「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に係る 2019年度予算案及び地方財政措置について	235
資料40	中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の 実施	246
資料41	市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進について	247
資料42	市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等 に向けたワーキンググループとりまとめ(概要)	248
資料43	市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等 に向けたワーキンググループとりまとめ	251
資料44	養子縁組あっせん事業者一覧	276
資料45	すくすくサポート・プロジェクト(すべての子どもの安心と 希望の実現プロジェクト)	277
資料46	2019(平成31)年度ひとり親家庭等自立支援関係予算案の 概要	279
資料47	2019(平成31)年度予算案 厚生労働省 主な子どもの 貧困対策関連施策	280

資料48	児童扶養手当制度の概要	283
資料49	児童扶養手当の支払回数の見直しについて	284
資料50	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 (仮称)について	285
資料51	子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置 について	286
資料52	ひとり親家庭の自立支援の推進	287
資料53	旧優生保護法について	292
資料54	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者遺体する 一時金の支給等に関する立法措置について(基本方針)	293
資料55	保育園等整備交付金	296
資料56	保育士・保育園支援センター設置運営事業	297
資料57	潜在保育士等マッチング強化事業	298
資料58	潜在保育士再就職支援事業	299
資料59	医療的ケア児保育支援モデル事業	300
資料60	広域的保育所等利用事業	301
資料61	3歳児受入れ等連携支援事業 (旧サテライト・コンソーシアム事業)	302
資料62	保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業	303
資料63	認可化移行調査・助言指導事業 (旧認可化移行調査費等支援事業)	304
資料64	保育園等の整備の推進	305

資料65	保育園等におけるICT化の推進	306
資料66	保育園等における事故防止推進事業	307
資料67	保育士修学資金貸付等事業	308
資料68	家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直し について	309
資料69	平成30年度の地方からの提案に対する対応方針について (抜粋)	310
資料70	放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン の概要	311
資料71	2019(平成31)年度予算案・利用者支援事業関連事項 について	313
資料72	2019(平成31)年度予算案・地域子育て支援拠点事業 関連事項について	314
資料73	地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方	315
資料74	地域少子化対策重点推進交付金	316
資料75	2019(平成31)年度予算案・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 関連事項について	317
資料76	遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方 について 報告書(概要)	318
資料77	「児童館ガイドライン」の改正について(概要)	322
資料78	次世代育成支援対策施設整備交付金の概要	326
資料79	社会福祉施設等の防災・減災に関する緊急対策	327
資料80	児童福祉施設等の災害復旧(施設復旧・設備復旧)	328

資料81	児童虐待防止推進月間における取組及び2019年度全国 フォーラムの開催について	329
資料82	里親制度・特別養子縁組制度の広報媒体	332
資料83	「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」	337
資料84	婦人保護事業の概要	338
資料85	2019（平成31）年度婦人保護事業関係予算案の概要	339
資料86	若年被害女性等支援モデル事業の概要	341
資料87	「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 について	334
資料88	「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会	343
資料89	未就学児の睡眠指針	344
資料90	乳幼児健康診査身体診察マニュアル及び乳幼児健康診査 事業実践ガイド	345

(重点事項)

1. 幼児教育の無償化について

(関連資料1・2参照)

幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)においてその方針が示されてきたところであるが、平成30年12月28日に「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」が関係閣僚合意された。今後は、この方針に沿って具体的な制度設計を行うとともに、法制化に向けた検討を行い、子ども・子育て支援法改正法案を次期通常国会に提出することとしている。

幼児教育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策と生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑みて実施するものである。

無償化の対象として、法律により、幼児教育の質が制度的に担保された施設であり、広く国民が利用している幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育等を利用する3歳から5歳までの子供たちの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供たちの利用料を無償化することとしている。

また、待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子供たちについても、代替的な措置として、保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化することとしている。

幼児教育の無償化の実施に当たっては、市区町村において保育の必要性の認定事務や給付事務などの事務が新たに発生することとなる。国としては、こうした施行に当たっての事務フロー等についても速やかにお示ししていきたいと考えているが、都道府県としても、2019年10月から円滑な実施に向けて、制度に関するご理解と管内市区町村への周知などのご協力をお願いする。

(1) 認可外保育施設の無償化について

代替的な措置である認可外保育施設については、原則、認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設が幼児教育無償化の対象となるが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、5年間の猶予期間を設けることとした。ただし、平成30年12月17日に設置された内閣府・文部科学省・厚生労働省と地方自治体のハイレベルによる幼児

教育の無償化に関する協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な対応を検討している。

また、市町村における無償化給付に必要な範囲での施設への関与等について、事務負担に十分配慮しつつ検討し、必要な法制上の措置を講ずることとしている。

さらに、今般の幼児教育の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることは重要であり、児童福祉法に基づく都道府県（指定都市・中核市を含む。以下、本事項において同じ。）の指導監督の充実等を図る。（具体的な内容については、2. 認可外保育施設の質の確保・向上参照）

今般の無償化の円滑な施行に向け、地方自治体からのご意見を踏まえ、事務負担の軽減や実務に関する検討を行っているところであり、詳細が決まり次第お示ししてまいりたい。

（2）幼児教育の無償化の財政負担について

幼児教育の無償化に当たっての財政負担については、以下のとおりとされている。都道府県におかれても、制度に関するご理解と管内市区町村への周知などのご協力をお願いする。

- ・ 支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付の対象施設については、現行制度の負担割合と同じ負担割合である国1/2、都道府県1/4、市町村1/4、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10とする。
- ・ 新制度の対象とならない幼稚園については、現行の段階的無償化に係る負担割合も含め、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。
- ・ 新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。
- ・ 幼児教育無償化の実施に要する経費について、消費税10%への引上げに伴い地方へ配分される地方消費税の増収分が2019年度（初年度）は僅かであることを踏まえ、幼児教育の無償化の実施に当たって、初年度に要する経費について全額国費による負担とする。
- ・ 幼児教育無償化の実施に当たって、初年度（2019年度）及び2年目（2020年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係

る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。

- ・システム改修経費については、平成30年度予算（192億円）及び平成31年度予算（62億円）を活用して対応することとし、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう努める。
- ・今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

2. 認可外保育施設の質の確保・向上について

（関連資料3～6参照）

（1）認可外保育施設の指導監督の充実等について

（関連資料3・4参照）

今般の幼児教育の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることは重要であり、児童福祉法に基づく都道府県（指定都市・中核市を含む。以下、本事項において同じ。）の指導監督の充実等に向けて、具体的には、以下の取組を行う。

- ・届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知
（例：親族間や友人・隣人の預かりは届出対象外）
- ・現行の児童福祉法に基づく都道府県による指導監督の徹底等
- ・指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための支援
- ・ベビーシッターの指導監督基準の創設

また、無償化給付の実施に伴い、システムの構築など都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策を講ずることとしている。

これらの取組の具体化に向けては、内閣府・文部科学省・厚生労働省と地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場で議論することとしており、詳細が決まり次第お示ししてまいりたい。

国においては、平成31年度予算案において、

- ①認可保育所などに移行を希望する施設への運営費補助の拡充（（2）参照）
- ②認可化移行調査事業の支援対象に、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすよう継続的な助言・指導する場合の追加
- ③認可外保育施設が守るべき基準の内容についての助言などを行う「巡

回支援指導員」の配置の拡充などの予算を計上しており、各地方自治体におかれては、これらの事業を積極的に活用いただきたい。

さらに、認可外保育施設の指導監督の強化等を目的とする地方財政措置が講じられる予定である。

(2) 認可外保育施設の認可化移行の促進について

(関連資料5・6参照)

保育の受け皿確保に当たっては、保育の質が確保されている認可保育園等を増やしていくことが望ましいが、現状においては、認可外保育施設が認可保育園等では受けきることができない多様な保育ニーズに応えている側面がある。このため、国においては、認可外保育施設について、認可保育園、認定こども園、小規模保育事業等への移行を支援しており、移行を希望する施設には、課題の調査、施設の改修、運営の経費等の補助を行っている。

2019（平成31）年度予算案においては、認可外保育施設の認可化移行を更に推進するため、認可化移行運営費支援事業について、

- ・ 補助基準額を、公定価格ベースの2/3相当から公定価格に準じた水準（保育士の配置割合に応じた減額調整あり）まで引き上げる。
- ・ 公定価格に準じた各種加算を創設する。
- ・ 認可施設との差を設けるため、保育士の配置割合が基準の「10割」である補助区分を廃止し、新たに「9割以上」等の補助区分を創設する。
- ・ 保育士の配置割合が基準の「9割以上」の施設について、公定価格に準じた利用料を設定する。

等の拡充を図ることとしている。

各地方自治体におかれては、本事業の活用により、認可外保育施設の認可保育園等への移行促進を積極的に図っていただきたい。

3. 「子育て安心プラン」の着実な推進について

(1) 待機児童解消に向けた取組状況と「子育て安心プラン」について

(関連資料7・8参照)

子育て家庭における仕事と家庭の両立と、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最重要課題であり、やれることは

全てやるという姿勢で、待機児童解消に向けた取組を進めてきたところである。

「待機児童解消加速化プラン」による各自治体の積極的な整備と企業主導型保育事業における保育の受け皿拡大により、2013（平成25）年度から2017（平成29）年度末までの5年間で、約53.5万人分の保育の受け皿を確保し、政府目標50万人分を達成した。

また、「子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大量は、現時点の各自治体の計画を積み上げると、2018年から2020年度末までの3年間で約29.3万人分の拡大が見込まれている。

国としては、待機児童を解消し、女性の就業率8割に対応するためには32万人分の保育の受け皿の整備が必要と考えており、潜在的なニーズも含めて十分な整備量となっているか改めて確認いただきたい。

実際の保育の受け皿整備に当たっては、保育の実施主体である市区町村において、保育コンシェルジュ等を活用しながら保育を必要としているが申込みに至らないようなケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握し、それを整備計画に反映して整備を進めることが重要である。

国としては、今年度より、各自治体の「市区町村」、「保育提供区域」ごとに作成された「子育て安心プラン実施計画」を厚生労働省ホームページに公表し「見える化」を行ったところである。

来年度についても、子育て安心プランの採択を行うこととしているため、実際の保育ニーズを適正に踏まえた計画を作成していただくようお願いする。

各自治体においては、遅くとも2020（平成32）年度末までの待機児童の解消に向けて取組の強化・徹底を図っていただくとともに、各都道府県におかれては市区町村が策定する保育ニーズの見込み等が適切かどうかを十分に精査していただくようお願いする。

（2）待機児童対策協議会について

（関連資料9・10参照）

待機児童対策の一層の推進を図るため、2017（平成29）年11月の規制改革推進会議の第2次答申を踏まえ、子ども・子育て支援法を改正し、保育園等の広域利用の推進、待機児童解消等の取組について、都道府県等が関係市区町村等と協議する場（待機児童対策協議会（以下、「協議会」という。))を設置できることとした。

協議会は12月末時点で、11都府県において設置されており、国としては、更なる協議会の設置及び取組を支援するため、2019（平成31）年度

予算案において、「受け皿確保等」、「保育人材の確保」、「各自治体からの提案型事業」に対する支援を盛り込み、より強力で待機児童対策に取り組む自治体を支援することとしている。

各都道府県におかれては、2020年度末までの待機児童の解消に向けて、協議会を設置することで、積極的に参画できる環境を整備し、都道府県による市区町村の取組の支援をより実効的なものとしていただくようお願いする。

4. 保育人材確保について

(関連資料11参照)

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するため、処遇改善のほか、新規の保育士資格取得や就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組むこととしている。

まず、処遇改善については、これまでの処遇改善に加え、2018（平成30）年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+0.8%）を2019（平成31）年度の公定価格にも反映することに加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき更に1%（月3,000円相当）の処遇改善を行うこととしている。

また、2018（平成30）年度補正予算案に

- ・保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等の補助
- ・業務負担軽減を図るための、保育園等におけるICT化の推進

を盛り込むとともに、

2019（平成31）年度予算案においては、

- ・保育士・保育園支援センターにマッチングシステムを導入し、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングの実施
- ・長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育園等が潜在保育士を試行的に雇用する際に、研修等に要する費用などの補助

を盛り込んでいる。

各都道府県においては、これらの事業等を積極的に活用するなど、引き続き、保育人材確保の推進にご尽力いただきたい。また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であり、保育士の子どもの保育園への優先入所等の取組も含め、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

5. 2019（平成31）年度公定価格の対応について

（関連資料12参照）

2019年度における公定価格の対応については、①保育士等の処遇改善、②食材料費（副食費）減免の実施、③チーム保育推進加算及び栄養管理加算の拡充、④居宅訪問型保育事業における給付方法の見直し等を行うこととしている。

なお、上記以外の事項については、2019年度に内閣府において実施予定の経営実態調査の結果等に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行後5年の見直しも加味し、2020年度以降の公定価格における対応を検討していくこととしている。

また、公定価格における各種加算については、例えば、保育人材確保のための処遇改善等加算やチーム保育推進加算、全ての保育所等が取得可能な冷暖房加算など、人材確保や施設の運営等の観点から重要と考えられるため、各自治体におかれては、保育所等に対する各種加算の内容や取得要件等を周知するなど積極的な対応をお願いする。

<2019年度公定価格の対応>

①保育士等の処遇改善

平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+0.8%）を2019年度の公定価格にも反映することに加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき更に1%（月3,000円相当）の処遇改善を行う。

②食材料費（副食費）減免の実施

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、2019年10月より、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化する。

その際、これまで保育料の一部として保護者が負担していた3歳から5歳までの子どもにかかる副食費については、施設による実費徴収を基本とする。

あわせて、生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充する。

③チーム保育推進加算及び栄養管理加算の拡充

2019年10月より、保育園等の体制充実を図るため、チーム保育推進加

算及び栄養管理加算を拡充する。

(拡充内容)

- ・ チーム保育推進加算の要件について、「職員の平均勤続年数が15年以上」を「職員の平均勤続年数が12年以上」に拡充する。
- ・ 栄養管理加算について、嘱託職員分の費用を措置（0.7兆円メニュー）しているものを、非常勤職員に係る費用の措置（0.3兆円超メニューの一部）まで拡充する。

④居宅訪問型保育事業における給付方法の見直し

居宅訪問型保育事業の給付方法について、集団保育と異なる特性を踏まえつつ、保育所等との均衡に鑑み、「常態的に土曜日に閉所する場合の調整」を他の曜日にも適用し、固定経費に配慮した単価設定とする。具体的には、子どもが利用しない日が予め決まっている場合に、上記調整を適用することとする。

⑤その他

2019年10月からの消費税率引上げ（8%から10%）に伴う物価上昇に対応するため、公定価格の引上げを行う。

6. 2019（平成31）年度における社会保障（子ども・子育て）の充実等について

(関連資料13～15参照)

子ども・子育て支援の充実に関しては、「質の向上」及び「量的拡充」を実施するため、平成31年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分2.17兆円のうちの0.7兆円を充てることとしており、平成31年度においては、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や職員配置基準の強化を含む高機能化の推進について盛り込んでいる。

また、消費税財源以外の財源で実施する「質の向上」として、保育士等の2%の処遇改善の実施について、平成29年度から取り組んでおり、平成31年度予算案においても引き続き実施していく。

さらに、平成31年度予算案においては、保育所等における非常勤栄養士の配置促進を実施することとしている。

これらにより必要となる地方負担については、地方財政措置が講じられるものであり、各地方自治体においても積極的な取組をお願いする。

7. 放課後児童対策について

(1) 放課後児童クラブの主な動向について

① 「新・放課後子ども総合プラン」の推進について

放課後児童クラブの実施状況について、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところであるが、平成30年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった。また、利用できなかった児童（待機児童）数は109人増加し、17,279人（うち小学1年生～3年生8,796人、小学4年生～6年生8,483人）となったところである。

- | |
|--|
| 1. 放課後児童クラブ数: 前年比755か所増加
24,573か所(29年) → 25,328か所(30年) |
| 2. 放課後児童クラブの支援の単位数: 前年比1,640支援の単位増加
30,003支援の単位(29年) → 31,643支援の単位(30年) |
| 3. 登録児童数: 前年比63,204人増加
1,171,162人(29年) → 1,234,366人(30年) |
| 4. 利用できなかった児童数: 前年比109人増加
17,170人(29年) → 17,279人(30年) |
| うち、小学1年生～3年生: 前年比669人減少
9,465人(29年) → 8,796人(30年) |
| 小学4年生～6年生: 前年比778人増加
7,705人(29年) → 8,483人(30年) |

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を解消する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきたところである。

2018年9月には、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉、教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進するため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童）の安全・安心な居場所の確保を図ることとしている。

(関連資料16参照)

(ア) 国全体の目標達成に向けた整備について

「新・放課後子ども総合プラン」では、

- (i) 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後、女性就業率の更なる上昇に対応できる整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る
- (ii) 全ての小学校区（約2万か所）で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す
- (iii) 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
- (iv) 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることとしている。

引き続き、市町村（特別区含む。以下同じ）においては子ども・子育て支援事業計画を踏まえつつ、放課後児童クラブのニーズに応じた受け皿整備を着実に進めていただきたい。なお、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出にあたっては、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について」（平成30年8月24日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）や「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業に係る「量の見込み」の算出等の考え方について」（平成30年12月27日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）を参考に適切に行っていただきたい。

また、「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、学校施設の徹底活用を進めていただきたい。加えて、「一体型」の取組

を進めるにあたっては、小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入のための経費を放課後子ども環境整備事業において補助しているので、積極적으로ご活用いただきたい。（関連資料17参照）

(イ)「一体型」の推進について

「一体型」の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所が確保できること、また、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験ができること、さらに、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られることというメリットがある。

厚生労働省としては「新・放課後子ども総合プラン」において、2023年度末までに、1万か所の一体型事業の実施を目指している。同一学校内で両事業を実施する場合など、どのように共通プログラムを実施できるか検討いただき、できる部分から取り組んでいただきたい。

「一体型」として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら、取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。

②社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会について

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会において、今後の放課後児童クラブのあり方を含め放課後児童対策について検討を行い、平成30年7月27日に中間とりまとめを行った。

本中間とりまとめでは、子どもたちの放課後生活の重要性や放課後児童クラブの量的拡充、質の確保などについてとりまとめたところである。各自治体においては、本中間とりまとめについてご承知おきいただくとともに、今後の放課後児童対策の施策を検討する上でご参考にしていただきたい。（関連資料18参照）

③地方からの提案等に関する対応について

(ア)平成30年の地方からの提案等に関する対応方針について

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月

25日閣議決定)において、以下のような内容の閣議決定がされている。

なお、閣議決定文にあるように、厚生労働省として現行の基準は変更せず、その性格を「従うべき基準」から参酌基準に変えるものであり、最低基準としての考え方に違いはないものである。各自治体においては、この基準を十分参酌した上で、地方の実情に応じ、適切に対応いただきたい。

【閣議決定文】

放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（イ）平成29年の地方からの提案等に関する対応方針について

昨年度より周知しているように、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、以下のような内容の閣議決定がされており、必要な改正を年度内に行う予定である。

なお、研修実施にあたっては、都道府県と指定都市で協議をいただき地域によって研修が受講できないといったことが起きないように、地域の実情に応じた適切な対応をお願いしたい。

【閣議決定文】

放課後児童支援員認定資格研修の実施（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条3項）の事務・権限については、平成31年度から指定都市も実施できることとし、平成30年度中に省令を改正する。（関連資料19参照）

④規制改革推進に関する第4次答申について

「規制改革推進に関する第4次答申」（平成30年11月19日）において、学童保育対策（いわゆる「小1の壁」の打破）という観点から、子どもにふさわしい場所の確保、多様な人材（担い手）の活用、質の確保等といった内容の答申がされたことから、自治体においては、その内容についてご承知おきいただきたい。（関連資料20参照）

（2）放課後児童対策関係・平成31年度予算案の概要

平成31年度予算案については、「新・放課後子ども総合プラン」に基

づき、2023年度末までの約30万人分の新たな受け皿確保に向け、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図ることとしている。また、放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進するために必要な予算を計上している。(関連資料21・22参照)

① ソフト面（運営費）について

平成31年度予算案においては、受入児童数の更なる拡大を促すため、受入児童数の拡大〔約8.5万人増〕

121.7万人（平成30年度）→130.2万人（平成31年度）

を予定している。

また、放課後児童支援員等の処遇改善についても引き続き実施することとしているので、積極的な事業実施をお願いしたい。

② ハード面（整備費）について

平成31年度予算案の内容としては、

ア 昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の引上げ

イ 放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施

○ 公立の場合の国庫補助率 $1/3 \rightarrow 2/3$

○ 民立の場合の国庫補助率 $2/9 \rightarrow 1/2$

を予定している。

③ 放課後児童対策の推進について

放課後児童対策の推進を図るため、待機児童が解消するまでの緊急的な措置として児童館、公民館等の既存の社会資源の活用による放課後の子どもの居場所の提供や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進するための事業を創設することとしている。

また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るため、先進事例の普及・展開を図るための調査研究や、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業の実施、放課後児童支援員を保育士・保育所支援センターにおける支援対象とした場合の国庫補助の加算、市区町村において放課後児童支援員に対し就職相談等の支援を行う場合の国庫補助を実施することとしている。

④ 研修事業について

研修事業については、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修

を実施するために必要な経費の補助、及び放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

都道府県認定資格研修については、平成30年5月現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を受講した者の割合は、58.5%であった。都道府県におかれては、放課後児童支援員の質の担保の観点から多くの放課後児童支援員が研修受講できるよう、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。

放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業のうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者が対象となっているため、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

8. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について

(1) 子育て世代包括支援センターの全国展開について

(関連資料23参照)

子育て世代包括支援センターでは、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために相談支援等を行うこととしている。2018(平成30)年4月1日時点で761市区町村(1,436か所)に設置されており、2020年度末までの全国展開を目指して整備を進めていくこととしている。

子育て世代包括支援センターの設置は、市町村の努力義務として母子保健法上、位置づけられているところである(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」)。

各市町村におかれては、開設準備経費の補助も活用し、2017(平成29)年8月に策定した子育て世代包括支援センターにおける業務についてのガイドラインを参照の上、地域の実情に応じた積極的な取組をお願いしたい。

各都道府県においても、管内市町村のセンター設置に向けた支援をお

願いたい。

(2) 産前・産後の支援について

(関連資料24～27参照)

①妊娠・出産包括支援事業

妊娠・出産包括支援事業のうち、「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」については、2019年度予算案において、各市町村の実施予定等を踏まえ、事業実施箇所数の増に必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、2017（平成29）年8月に策定した産前・産後サポート事業及び産後ケア事業についてのガイドラインを参照の上、積極的な取組をお願いしたい。

②産婦健康診査事業

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）を実施している。

2019年度予算案において、必要な件数の増を計上したところである。

なお、産婦健康診査事業の実施に当たっては、産後うつへの早期対応を行うため、産後ケア事業を実施することを要件としていることから、産後ケア事業とともに積極的な取り組みをお願いしたい。

③新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育が図られるよう、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。

しかしながら、2016（平成28）年度の母子保健課による調査結果では、検査の受診者数を把握している市区町村における検査の受診率は82.8%、公費負担を実施している市区町村は12.9%となっており、その取組は十分とはいえない結果となっている。

このため、各市町村におかれては、検査の実施、公費による負担への取組をお願いするとともに、各都道府県におかれては、関係者からなる協議会を設置するなど新生児聴覚検査体制整備事業を活用し、管内市区町村における新生児聴覚検査の実施体制の整備に積極的に取り組まれるようお願いしたい。

(3) 母子保健情報の利活用の推進について

(関連資料28・29参照)

厚生労働省「データヘルス改革推進本部」事務局に設置された「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームにおいて、子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報を電子的に記録し一元的に確認し、引っ越しや子どもの成長にあわせて記録を転居先や進学先に引き継げるようにするサービスを目指すこととしている。

2020年6月からマイナンバー制度を活用し乳幼児健診及び妊婦健診情報をマイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携ができるよう制度改正等をする予定であり、2019年度予算案において、市町村のシステム改修に必要な予算を計上しているところである。

各自治体においては、データ標準レイアウト（2019年6月策定予定）に基づき、マイナンバー制度における中間サーバーへ副本登録にかかる準備を進めていただきたい。

(4) 不妊治療への助成等について

(関連資料30・31参照)

①不妊治療への助成

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成している。

2019年度予算案では、引き続き事業を安定的に実施するための予算を確保するとともに、男性の不妊治療を伴う場合には、夫婦ともに不妊治療が必要となり、治療費も更に高額になることから、男性の不妊治療にかかる初回の助成額を最大15万円から30万円に増額するための予算を計上している。

都道府県等におかれては、引き続き不妊治療への助成の適切な実施とともに、男性不妊治療も含め、不妊治療に関する正確な情報の提供や普及啓発を併せてお願いしたい。

②不妊専門相談センター

不妊専門相談センターについては、2019年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化することとしている。

このため、2019年度予算案において、当該目標の達成に向けて必要な箇所数の増を計上し、2018（平成30）年12月27日付で事務連絡「不妊専門相談センター事業の推進について」を発出したところである。

センター未設置の指定都市・中核市におかれては、設置に向けた積極的な検討をお願いしたい。なお、指定都市や中核市が単独で実施することが難しい場合、都道府県と市による共同実施や複数の市による共同実施により、開設時間の延長や開設日数の拡充を行うなど、協力・連携して実施する方法なども含め、設置に向けた検討をお願いしたい。

また、既に設置している都道府県等におかれては、相談窓口の利便性の向上や相談機能の強化について、積極的な取組をお願いしたい。

(5) 女性健康支援センター事業について

(関連資料32参照)

女性健康支援センターでは、思春期から更年期にいたる女性を対象とし、各ライフステージに応じた相談等を行っているところであるが、予期せぬ妊娠などについての相談体制の充実が求められている。

2019年度予算案において、女性健康支援センターにおける妊娠相談において、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、その状況を確認し、医療機関等関係機関に確実につなぐための費用を計上している。

センター未設置の指定都市・中核市におかれては、設置に向けた積極的な検討をお願いしたい。

また、既に設置している都道府県等におかれては、相談窓口の利便性の向上や相談機能の強化について、積極的な取組をお願いしたい。

なお、相談窓口の周知や相談指導にあたっては、若年世代がアクセスしやすいツールとしてインターネットやSNSを通じた情報発信等も有効であり、積極的な取組をお願いしたい。

(6) 母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について

(関連資料33・34参照)

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、2018（平成30）年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、同年7月20日に、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（2018（平成30）年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられたところである。

上記緊急総合対策を受け、改めて、母子保健分野における児童虐待の

発生予防・早期発見のための取組みについて以下通知のとおり整理を行ったところであり、本通知における趣旨及び留意事項等を十分にご理解のうえ、各取組みを一層推進していただきたい。

- ・「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（2018（平成30）年7月20日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）

9. 児童虐待防止対策の強化について

（1）児童相談所及び市町村の体制強化について

① 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）について （関連資料37～39参照）

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成30年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）がとりまとめられた。この緊急総合対策に基づき、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すことが必要である。このため、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化を更に進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定したところである。

新プランでは、児童相談所の専門職の増員及び市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置等に関する目標として、2019年度からの4年間で、児童相談所について、児童福祉司を2017年度の約3,240人から2,020人程度を増員（注1）するとともに、市町村について、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することなどを定めている。

新プランの初年度である2019年度においては、

- ・ 児童相談所の児童福祉司を約4,300人、児童心理司を約1,610人（注2）とする
- ・ 子ども家庭総合支援拠点を800市町村に設置するほか、要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される常勤の調整担当者を1,175市町村に配置する

ことを計画しており、これを踏まえた地方財政措置が講じられる予定である。

注1 次のとおり児童福祉司の配置標準を見直した上で、2017年度の約3,240人から2022年度までに全国で2,020人程度増員することを計画。

- ・児童相談所の管轄区域の人口を4万人から3万人に見直す
- ・里親養育支援児童福祉司（注3）を各児童相談所に配置
- ・市町村支援児童福祉司（注4）を都道府県の管内30市町村につき1人（指定都市は1人）配置

注2 2024年度までに児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く）2人につき1人配置

注3 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を図るための児童福祉司

注4 市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るための児童福祉司

各自治体においては、新プランに基づく児童相談所・市町村の体制及び専門性の強化に着実に取り組んでいただくようお願いする。

なお、新プランの目標達成に向けた予算制度等については、「「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に係る2019年度予算案及び地方財政措置について」（平成30年12月21日付け子発1221第7号厚生労働省子ども家庭局長通知）をご参照いただきたい。

② 児童福祉司等に義務化された研修の実施について

平成28年の児童福祉法改正により義務付けられた児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修（以下「児童福祉司等の研修等」という。）については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、研修等の実施方法等の詳細（カリキュラム、実施主体、対象者、講師要件、研修の修了評価等）についてお示ししているところである。

各自治体におかれては、児童福祉司等の専門職が適切に研修を受講できるよう、引き続き、研修の実施をお願いしたい。なお、児童福祉司等の研修等の実施に当たっては、児童虐待防止対策支援事業における児童虐待防止対策研修事業を積極的にご活用いただきたい。

また、児童福祉司等の研修等の実施に当たっては、法律で定められた者以外の者が受講することも差し支えなく、特に児童福祉司任用前講習会や要保護児童対策調整機関調整担当者研修については、児童福祉司や市町村における児童虐待防止対策に関する業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員も含め、市町村の児童家庭相談に携わる職員にも積極的に受講していただくことが望ましい。

また、来年度（2019年度）の児童福祉司スーパーバイザー研修については、研修実施団体、日程等が決まり次第お知らせするので、ご承知おき願いたい。

③ 中核市・特別区における児童相談所の設置について

（関連資料40参照）

児童相談所の設置については、平成16年の児童福祉法等の改正において、子育て支援から要保護児童対策まで一環した児童福祉施策の実施が可能となることや、保健福祉にわたる総合的サービスの提供も可能となることから、都道府県・指定都市に加え、児童相談所の設置を希望する市についても政令による指定を受けることで児童相談所を設置することができることとされた。現在、児童相談所を設置している指定都市以外の市（設置予定を含む。）は横須賀市、金沢市、明石市の3市に止まっている。

しかしながら、児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法改正において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所設置自治体の拡大が図られたところである。

また、平成28年改正法の附則において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

このため、これまでに、

- ・ 中核市及び特別区が児童相談所の設置に向けた準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や、児童相談所の業務を学ぶための研修に職員を派遣する間の代替職員の配置に要する費用を計上
- ・ 児童相談所の設置を目指す中核市及び特別区に職員を派遣する都道府県等に対する、代替職員の配置に要する費用の補助の創設
- ・ 新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような一時保護所を整備する場合の補助の加算を創設

などを行ったところである。

さらに、平成31年度予算案においては、新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような一時保護所を整備する場合の補助の加算（平成30年度創設）につい

て、単価の引上げを行うこととしている。

なお、中核市・特別区の児童相談所の設置に向けては、すでに児童相談所を設置している自治体の協力が必要不可欠であるため、「児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について」（平成30年7月20日付け子発0720第6号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、都道府県・指定都市・児童相談所設置市におかれては、管内中核市・特別区が児童相談所の設置を検討する際には、必要な支援をお願いしたい。

④ 警察との連携強化について

児童虐待への対応における警察との連携については、「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（平成30年7月20日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）、「警察との情報共有に関するFAQ（自治体向け）」の送付について」（平成30年11月27日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡）等により示しているところであり、これらを参考に都道府県警察と協議を行うなど、警察との連携の強化に努められたい。

⑤ 弁護士の配置促進について

平成28年児童福祉法改正法により、児童相談所への弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこととされている。今後も、児童虐待相談対応件数の増加とともに法律に関する専門的知識を必要とする業務も増加することが想定されるため、児童虐待・DV対策等支援事業の法的対応機能強化事業を活用するなどにより、引き続き弁護士の配置等について積極的な取組をお願いする。

（2）2019（平成31）年度予算案について

（関連資料36参照）

平成31年度予算案においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図るための予算措置を行う。

① 児童相談所の体制強化等

児童相談所の体制を一層強化するため、平成31年度予算案において、以下の予算を盛り込んでおり、これらを積極的に活用し、新プランの目標達成に向けて取り組むとともに、児童虐待対応等の迅速かつ的確な対応に努められたい。

- 都道府県等が行う学生向けセミナー企画や、インターンシップ企画など、新プランに掲げる児童福祉司等の専門職の確保のための採用活動等に係る費用の補助を創設。
- 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化に伴い、夜間・休日を問わず児童相談所が対応する通告・相談に対して随時直接応じられるよう24時間対応強化のための体制の拡充。
- 児童相談所と病院との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整（入所先、保護者、関係機関等との調整）を図るための職員を配置するための費用の補助を創設。
- 子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいようSNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を創設。
- 一時保護中に個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるよう又そのための体制整備の充実を図るため、以下のとおり補助の充実を図ることとしている。
 - ・ 新たに児童相談所設置市になる中核市及び特別区が一時保護所を設置する場合において、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような施設整備を行う場合の補助単価の加算単価の引上げ
 - ・ 中核市及び特別区以外の都道府県・指定都市・児童相談所設置市が、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような施設整備を行う場合の補助単価の加算を創設
 - ・ 児童養護施設等に一時保護専用施設を設けた場合の運営費の加算（一時保護実施特別加算）において、対象拡大（複数設置した場合も対象に加える）、医療的ケア児や障害のある子どもなど特に支援が必要な子どもを受け入れた際の加算を創設及び年齢別加算の算定式の見直し（当該月の初日の児童数を基に算定しているところ、実人員に応じた加算への見直し）
 - ・ 賃貸物件による一時保護専用施設を設置する際に、一時保護専用施設の設備基準を満たすために必要な改修費に係る補助の創設
- 未成年後見人支援事業について、補助対象となっている被後見人の資産要件の緩和（1,000万円→1,700万円）

② 市町村の体制強化等（関連資料29参照）

平成31年度予算案では、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、新プランに基づく地方財政措置を講じるほか、これまで行ってきた事業費の補助に加え、土日・夜間の運営費などの補助を創設するとともに、開設準備経費（開設準備期間における人件費や開設に必要な改修費用）への補助を創設することとしている。

また、都道府県が市町村職員に対して実施する研修事業を拡充することにより、市町村職員の専門性の向上を図るとともに、市区町村子ども家庭総合支援拠点の立ち上げ支援やノウハウの共有等に関する取組の強化を図る。

さらに、市区町村子ども家庭総合支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業やショートステイ等の事業の利用も組み合わせる支援ができるよう、当該拠点を通じて在宅支援を実施することを支援する仕組みを創設することとしている。

③ ICTを活用した情報共有の推進

市町村の関係部署や児童相談所等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、平成31年度予算案において、ICTを活用したシステム整備に関する補助を行うことを盛り込んでいる。システム整備に当たっては、標準化が必要であるため、平成30年度調査研究事業において、ガイドラインを策定することとしている。

なお、平成30年度第二次補正予算案では、児童相談所の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務を軽減するため、児童相談所のICT化の推進に必要な経費を補助することとしている。

④ 子どもの権利擁護の推進

児童福祉審議会は、具体的なケースについて実情をより正確に把握し、児童自身の権利を擁護していくため、平成28年の児童福祉法改正において、関係行政機関に加えて、児童、その家族その他の関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができることとされた。このため、児童相談所が子どもの権利を守っていないと考えられるときや子どもの意向が児童相談所の措置や対応と一致しないときなどに、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会に対して申立てを行うことができるよう、申立窓口の連絡先の整備・周知など、児童福祉審議会における意見聴取等の仕組みを活用できるための体制の整備に努められたい。

なお、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、子どもが意見表明できるような仕組みなど子どもの権利擁護に取り組む自治体における体制整備や枠組み等に関するガイドラインを作成する予定である。

さらに、これらを踏まえ、平成31年度予算案では、子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施することとしている。

(3) 児童福祉法の見直しの検討について

(関連資料42・43参照)

平成28年の児童福祉法改正の附則においては、施行後2年後以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

このため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下にワーキンググループを設置し、平成30年9月から7回にわたり検討を進めていたところであるが、平成30年12月27日にとりまとめが行われた。これを踏まえ、児童福祉法改正法等を次期通常国会に提出する予定である。

10. 社会的養育の充実について

(1) 都道府県社会的養育推進計画について

(関連資料35参照)

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、平成30年7月に、各都道府県に対して計画の策定要領をお示しし、社会的養育の充実に向けた新たな計画を2019年度末までに策定いただくよう依頼したところ。

この計画は、

- ・ 全ての地域において、質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至る

までの一連の業務（フォスタリング業務）を一貫して担う、包括的な実施体制を2020年までに構築すること

- ・ 乳児院や児童養護施設については、施設での養育を必要とするケアニーズの高い子どものための質の高い養育や、小規模かつ地域分散化の推進、里親や在宅家庭への支援等を行うなどの多機能化・機能転換を進めること
- ・ 一時保護について、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であることから、一時保護の改革を行い、見直しや体制整備を図ること

など、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されたものとなっている。これらの項目全ては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかり持って進めていただきたい。

また、上記の包括的な里親養育支援体制の構築や、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進、一時保護改革に当たっては、策定要領と併せてガイドライン等を発出しており、これらも十分踏まえて取組を進めていただきたい。

なお、現在、各都道府県においては、この策定要領を踏まえ、計画策定に向けた準備や検討を進めていただいているところであるが、本年1月より、計画の検討状況や策定に当たっての課題等について、各都道府県からのヒアリングを順次実施している。今後、ヒアリング等により得られた課題等への対応について検討し、その検討結果やヒアリングで得られた先行事例等を、各都道府県に対して周知していくことを予定しているなど、引き続き、各都道府県の計画策定に向けた取組を支援していくこととしている。

各都道府県においても、社会的養育の充実に向けて、より一層の取組をお願いする。

（2）2019（平成31）年度予算案における社会的養育の推進関係事業等について

（関連資料36参照）

（1）のとおり、都道府県社会的養育推進計画の策定を依頼しているところであるが、2019（平成31）年度予算案においては、こうした各都道府県等の取組を支援するため、①家庭養育等の推進、②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進、③虐待を受けた子どもなどへの自立支援の充実に必要な予算を計上しており、具体的には、

- ①家庭養育等を推進するための予算として、
- ア 里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務を一貫して担う包括的な里親養育支援体制を構築するため、
 - ・ フォスタリング業務（包括的里親養育支援）を統括する責任者や、里親の開拓等を担う里親リクルーター、里親への研修等を担う里親トレーナーを新たに配置するとともに、
 - ・ 委託後の家庭訪問等による養育支援を担う相談支援員を委託児童数に応じて加配する
 など、支援体制の大幅な拡充
 - イ フォスタリング業務を担う職員の人材育成に向けた研修事業の創設
 - ウ 養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あつせん機関に対する支援の拡充や、養親希望者の手数料負担の軽減策 等
- ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進するための予算として、
- ア 児童養護施設及び乳児院における施設の職員配置基準の強化
 - ・ 児童養護施設における生活単位の小規模かつ地域分散化の推進、小規模かつ地域分散化された生活単位（地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア）における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね6：3→6：4）
 - ・ 児童養護施設におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね6：3→4：4）
 - ・ 乳児院におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね4：4→4：5）
 - イ 児童養護施設等における人材を育成するための研修事業について、研修開催費用を新たに補助対象に追加
 - ウ 児童養護施設等の職員の人材確保に向けて、職員の更なる処遇改善（+1%）を図るとともに、補助職員の活用により、児童指導員等の夜勤等を含む業務負担を軽減 等
- ③虐待を受けた子どもなどへの自立支援の充実のための予算として、
- ア 里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、措置解除後、原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住

して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業等」について、高校卒業後に浪人した者等に対する学習塾費の支援など大学等への進学に向けた学習費や進学する際の支度費などを新たに追加等

に必要な予算を計上したところであるので、都道府県等におかれては、積極的な実施をお願いします。

なお、乳児院及び児童養護施設に係る平成31年度次世代育成支援対策施設整備交付金の取扱いについては、

- ① 小規模かつ地域分散化を積極的に推進する整備計画（地域小規模児童養護施設の整備及び分園型小規模グループケアの整備）について、優先的に採択する。
- ② 小規模かつ地域分散化を進める過程で過渡的に本体施設のユニット化を経る整備計画（本体施設と同一敷地内の小規模グループケアの整備や本体施設内の小規模グループケア（ユニット化）の整備）については、「概ね10年程度で、小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）」を作成いただき、その内容を精査した上で、採択の可否を決定する。
- ③ 大・中・小舎（小規模グループケア以外）を含む整備計画については、採択しない。

こととしているので、ご留意願いたい。

（3）特別養子縁組の推進について

（関連資料44参照）

保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養育が必要な子どもに対し、温かく安定した家庭の中での養育を確保する上で、養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要であり、その業務の適正な運営を確保する観点から、民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が制定され、平成30年4月1日より施行されている。

金品による優先的なあっせんや、実親への不十分な意思確認など、養子縁組あっせん事業を行う者の対応が不適切な事案も生じており、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう、今後、新たに許可申請を希望する者への対応を含め、引き続き、適正に対応していただくようお願いしたい。

なお、同法のうち、民間あっせん機関の業務の質の評価に関する規定については、平成31年4月1日施行とされており、詳細については、年度内に別途お知らせする。

また、2019（平成31）年度予算案においては、特別養子縁組を推進するため、民間あっせん機関に心理療法担当職員を配置し、定期的な家庭訪問等による養子縁組成立前後の養育支援体制を構築するなど、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や、受審が義務化される第三者評価に要する費用を新たに追加するとともに、養子縁組民間あっせん機関を利用する養親希望者の手数料負担の軽減策を盛り込んだところである。管内に民間あっせん機関のある都道府県等におかれては、積極的な実施をお願いする。

このほか、特別養子縁組の利用を促進する観点から、法制審議会特別養子制度部会において、制度見直しの議論が行われている。今後、この議論の結果を踏まえ、特別養子縁組の更なる利用促進に向けて、各児童相談所において具体的な対応をお願いする可能性があり※、ご承知おきいただきたい。

※ 「特別養子制度の見直しに関する中間試案」（平成30年10月9日 法制審議会特別養子制度部会）においては、児童相談所の業務に関連する制度改正案として、以下の事項が盛り込まれている。

- ・ 児童相談所長の参加： 実親による子どもの監護状況などについて、児童相談所長が手続に参加して自ら資料を提出するなどのことができるようにするもの。
- ・ 審理の方式等の見直し： 児童相談所長に対する審判の申立権の付与。養子縁組の審判を「特別養子適格審判」と「縁組成立審判」に分離しつつ、前者について児童相談所長も申立権を有することとするもの。

11. ひとり親家庭等自立支援施策について

（関連資料45～52参照）

ひとり親家庭を取り巻く状況については、平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査の結果において、母子世帯の就業率は81.8%、父子世帯の就業率は85.4%と高い水準にあるが、特に母子世帯については、雇用環境や所得状況が平成23年度の前回調査から改善しているものの、就業者のうち43.8%はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、平均年間就労収入（母自身の就労収入）は200万円、平均年間収入（母自身の収入）は243万円となっており、依然として厳しい状況にある。

このため、ひとり親家庭の支援については、子どもの貧困対策を推進する観点からも平成27年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、就業による自立に向けた就業

支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など総合的な支援施策を着実に進めることが重要である。

各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、国庫補助金の活用も含め、支援施策の積極的な取組をお願いする。

(1) 2019（平成31）年度予算案におけるひとり親家庭等自立支援関係事業について

2019（平成31）年度予算案においては、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援などの支援策を着実に実施するとともに、新たに以下の取組に必要な予算を確保している。

① 母子家庭等自立支援給付金事業について

- ・ ひとり親家庭の親が看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に修学期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、修学の最終1年間の支給額について、月額4万円加算するとともに、資格取得のために4年課程が必要となる者等について、支給期間を3年から4年に拡充する。
- ・ ひとり親家庭の親が地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に支給する自立支援教育訓練給付金について、看護師等の専門資格を取得するための講座を対象に追加するとともに、これらの養成課程を受講する者について、支給上限額を最大80万円に引き上げる。

② ひとり親家庭等生活向上事業について

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

③ 離婚前後親支援モデル事業（仮称）の実施について

養育費や面会交流の取り決めに促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業を実施する。

④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

就学支度資金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額の引上げ（10万円→28.2万円）や、修業資金の償還期間の見直し（6年→20年）を図る。

また、児童扶養手当の支払回数の見直しによる支給制限の適用期間の変更に伴い、増額分の支払時期が従来の12月から2020年1月となる受給者の生活への影響を考慮した新たな資金（臨時児童扶養資金（仮称））を創設する。

このほか、児童扶養手当の支払回数について、本年11月から、現行の年3回払い（4月、8月、12月）から年6回払い（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直すこととしているが、見直し後の支給に当たっては、受給者への周知について、特段のご配慮をお願いする。

（2）未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称）について

平成31年度税制改正大綱策定に向けた昨年12月13日の与党政調会長間の合意において、2019年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたこと及びこれを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して2019年度において、1.75万円の支給を児童扶養手当に上乘せする形で行うこととされた。

これを受け、厚生労働省においては、平成30年度補正予算（第2号）案及び平成31年度当初予算案に標記給付金の支給に係る費用を計上している（事務費等を含め国10/10負担）。

今後、具体的な検討を進めていくことになるが、別途情報提供させていただくので、施策の実現に向けてご協力いただくようお願いする。

12. 旧優生保護法について

（関連資料53・54参照）

昭和23年に成立した旧優生保護法は、遺伝性疾患を理由とした強制的な不妊手術である優生手術の実施等について定めていた。この法律は、平成8年に母体保護法に改正され、優生手術に関する規定は削除されたが、旧優生保護法下で行われた不妊手術については、2018（平成30）年3月以降、与党ワーキングチーム及び超党派の議員連盟において議論が行われ、同年12月10日に「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する立法措置について（基本方針案）」が了承された。

基本方針においては、

- ・ 一時金の請求に当たり都道府県を經由して行うことができること

- ・ 国及び地方公共団体は制度の周知を適切に行うとともに、一時金の請求に関し利便を図るための相談支援の業務その他の必要な措置を適切に講ずること

などが盛り込まれ、一時金の支給に関連して都道府県等にも一定の事務を担っていただくこととされている。

今後は、この基本方針に基づき、議員立法により次期通常国会への法案提出を目指すこととされており、引き続き情報提供をさせていただくので、各都道府県におかれてもご承知おきいただきたい。

(連 絡 事 項)

1. 保育対策等の推進について

(1) 保育対策関連予算について

(関連資料55～67参照)

① 待機児童の解消等に向けた取組の推進

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。また、保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するため、潜在保育士の再就職支援等を実施する。

さらに、保育園等における医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、新たに各保育園へ医療的ケアに関する支援・助言を行う医療的ケア児保育支援者を配置するとともに、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等への支援を引き続きモデル事業として実施する。

ア 保育の受け皿拡大 840億円(889億円)

市町村が策定する整備計画等に基づく保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備や改修に要する経費に充てるため、市町村に補助する。

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)し、保育の受け皿の整備を推進する。

【2018(平成30)年度第2次補正予算案】 420億円

保育の受け皿整備等を進めるため、施設整備や改修に必要な費用を補正計上。

※ 意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)

イ 保育人材確保のための総合的な対策 124億円(98億円)

保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、以下の既存事業の拡充や新規事業の創設により、保育人材確保対策の充実を図る。また、保育士等の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

○保育士・保育園支援センター設置運営事業

- ・ 保育士・保育園支援センターにマッチングシステムを導入し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施する。

○潜在保育士再就職支援事業

- ・ 離職後のブランクが長くなった潜在保育士が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育士・保育園支援センター等による紹介（マッチング）により、保育園等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用の一部を支援する。

【2018（平成30）年度第2次補正予算案】

○保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実 15億円

保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

○保育園等におけるICT化推進事業 4億円

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務に係るシステムの購入費用を支援する。

ウ 多様な保育の充実 37億円（27億円）

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするための保育園等への直接送迎の実施、家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

エ 認可外保育施設の質の確保・向上 40億円（31億円）

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育園等への移行に向けた支援を行う。

【2018（平成30）年度第2次補正予算案】

○保育園等における事故防止対策の推進 3億円

睡眠中の事故防止に資する機器の導入に必要な経費を補助する。

オ 待機児童対策協議会参加自治体への支援施策 394億円の内数【新規】

市町村の待機児童解消等の取組を支援するため都道府県が組織する待機児童対策協議会について、当該協議会に参加する自治体が、一定の要件を満たす場合に、より強力で待機児童対策に取り組めるよう支援を行う。

《支援策》

I 受け皿確保等の支援

①保育園等の整備

- ・ 賃貸物件等による保育園等を設置するための改修費等の補助基準額の引上げ
- ・ 都市部における保育園等への賃借料支援事業の対象拡大

②保育園等の広域利用のための調整・保育対策事業の横展開など協議会の協議を受けて実施する業務を担う職員の配置支援

II 保育人材確保の支援

○保育士の再就職支援

- ・ 保育士・保育園支援センターにおける就職支援コーディネーターの追加配置
- ・ 保育人材就職支援事業でマッチングを実施している市町村において、保育人材の掘り起こしを担う就職支援コーディネーターの追加配置

III 地方自治体からの提案型事業

- ・ 待機児童対策協議会に参加する自治体が実施する待機児童解消に向けた先駆的な取組等について、財政支援を行う。

② 子ども・子育て支援新制度の実施

※内閣府予算

ア 子どものための教育・保育給付

子ども・子育て支援新制度において、支給認定を受けた小学校就学前の子どもが、

- ・ 民間の認定こども園、幼稚園、保育所を利用する際に支給される「施設型給付」と、
- ・ 児童福祉法に市町村の認可事業（地域型保育事業）として位置づけられた小規模保育事業、家庭的保育事業等を利用する際に支給される「地域型保育給付」

等を支給することで、子ども・子育て支援の充実を図る。

また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づく幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善等を実施する。

イ 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業（保育コンシェルジュ等）、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、

病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

ウ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の推進
「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

・企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

③ 「医療的ケア児保育支援モデル事業」 ※394億円の内数（381億円の内数）

保育園等における医療的ケア児の受入れについては、2017（平成29）年度より、医療的ケアを行う看護師等の配置や、保育園等の保育士が医療的ケアを行うために必要となる喀痰吸引等研修の受講支援などの体制整備を行うモデル事業を創設したところである。

2019（平成31）年度予算案においては、新たに、

- ・ 管内の保育園等に対して、医療的ケアに関する支援・助言を行う「医療的ケア児保育支援者」の配置
- ・ 市町村等における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定

に必要な費用の補助を行うこととしている。

各自治体におかれては、医療的ケア児の保育ニーズを適切に把握するとともに、保護者の希望に応じて、保育園等に受入れが可能となるよう、体制整備を図っていただくようお願いする。

※ 事業実施にあたっては、補助金の交付申請を行う前に、事前協議を行い、補助対象自治体を選定。

※ 当該事業に係る地方負担分については、引き続き地方財政措置が講じられる予定。

(2) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例等について

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、子ども・子育て支援新制度の施行後5年に限り、いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例を設けている。同時に、本来教育職員になることができない、教員免許状を有するが未更新の者であっても、保育士資格があれば保育教諭等となることができるよう、教育職員免許法の適用除外を定めている。また、幼稚園教諭・保育士の片方の免許状・資格を持ち、一定の勤務経験（3年かつ4,320時間）を有する者については、大学等で一定の単位を履修すること等によるもう一方の免許状・資格の取得に係る特例も設けている。

これらの特例については、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、一方の免許状・資格しか保有していない者が一定数いること、また、一方の免許状・資格しか保有していない者の登用も必要となることから、「子育て安心プラン」における受け皿拡大の方向性も踏まえ、保育教諭等の資格特例及び教育職員免許法の適用除外並びに免許状・資格取得の特例を平成36年度末まで5年間延長することとしている（所要の法律改正については、次期通常国会において提出予定の地方分権一括法において対応予定）。

(3) 保育園等の連携施設の確保について

(関連資料68参照)

家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）については、保育が適切かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育園等の連携施設を適切に確保する必要がある。

平成30年4月時点において、①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿、の3要件全ての連携協力を行う連携施設が確保されている施設は約46%（平成30年9月21日集計時点）となっていることから、引き続きの連携施設の確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

また、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、子ども子育て支援法の施行日から5年を経過する日までは、連携施設を確保しないことも可能とされているが、本経過措置については、更に5年間延長することを予定している。

あわせて、連携施設の確保促進のための方策として、定員が20名以上であって、市区町村が適当と認める、①企業主導型保育施設、②地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設について、卒園後の受け皿としての連携施設として位置づけることとしている。

上記の内容については、年度内に所要の省令改正を行うことを予定している。

(4) 保育事故防止に係る安全対策の強化について

(関連資料66参照)

保育施設等における事故防止の取組を推進するため、これまで、内閣府等とともに、重大事故の予防や事故発生時の対応に関するガイドラインの作成及び周知を行ってきたところであるが、重大事故の発生防止と事故発生時の適切な対応の徹底を図るため、各地方自治体におかれては、引き続き、保育施設等への周知をお願いしたい。

なお、保育施設等における重大事故の再発防止策については、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」の場において議論してきたところであるが、2018（平成30）年8月にこれまでの議論を踏まえて、「有識者会議 年次報告」を取りまとめ、内閣府ホームページで公表しているため、各地方自治体におかれては、周知をお願いしたい。

(内閣府ホームページ)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

2017（平成29）年度からは、地方自治体が重大事故の防止を内容とした研修や巡回支援指導を行うための費用の一部を補助する事業を行っており、重大事故の発生や再発防止に取り組んでいるところである。2019（平成31）年度予算案では、巡回支援指導員の業務内容に指導監督基準など保育所等が遵守・留意すべき内容に関する指導・助言を追加し、それに伴う指導員の配置の拡充を図っていることから、各地方自治体におかれては、本事業を活用し積極的に配置するようお願いしたい。

また、巡回支援指導については、指導監督部門との十分な連携を図っていただくことにより、認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげていただきたい。

さらに、2018（平成30）年度第2次補正予算案において、睡眠中の重大事故が発生しやすい場面において、事故防止のために活用できる機器を購入した場合の経費の一部を補助する事業を計上している。

各自治体におかれては、これらの事業の積極的な活用により、事故防

止に関する知識の普及やガイドラインの普及とともに、保育施設等への適切な指導・立入調査の実施、安全な保育環境の整備等に努めていただくようお願いしたい。

(5) 認可外保育施設の届出対象の変更について

認可外保育施設の設置者は、児童福祉法の規定に基づき、その事業の開始の日から1月以内に都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む。以下、本項目において同じ。）に届出を行うこととされており、児童福祉法施行規則において、親族間預かり等を届出対象外施設として定めている。

認可外の事業所内保育施設については、現行、雇用する労働者以外の監護する乳幼児を保育する施設や、事業所内保育施設の一類型である企業主導型保育事業は届出の必要があるが、雇用する労働者の監護する乳幼児のみの保育を行う施設は届出対象外とされている。しかし、近年、地域枠を設けるなど、事業所内保育施設でも様々な運営がなされている施設があることに鑑み、一律に児童の福祉の観点から行政が把握する必要がある。年度内を目途に児童福祉法施行規則を改正し、事業所内保育施設を届出対象施設とする予定であるので、ご了解いただきたい。

この児童福祉法施行規則改正においては、認可外保育施設の届出、運営状況報告、保護者への書面交付、施設での掲示の事項の一つである、認可外保育施設の利用料について、食事代など保育において提供される便宜に要する費用については区分して届出等することとともに、利用料の変更に当たってはその理由を施設での掲示事項に加えることとするので、改正省令の公布後、周知・徹底をお願いしたい。

加えて、各種学校の認可を受けている施設については、認可外保育施設に該当せず、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校は、同法第1条の学校とは異なり、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とはならないとされている。各都道府県においては、各種学校担当部局とも連携の上、今後とも適切に対応されたい。

(6) 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について

(関連資料69参照)

平成30年の地方からの提案等への対応方針（平成30年12月25日閣議決定）において、以下の項目等が盛り込まれており、今後所要の対応を行うこととしている。

- ・ 保育所型事業所内保育事業について、地域の実情を踏まえ、満3歳以上の児童の受入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。
- ・ 保育所型事業所内保育事業について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・ 育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高いものを優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体あて2018年度中に通知する。

(7) 保育園における第三者評価の受審について

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とする第三者評価については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、受審を努力義務化するとともに、5年に1度の受審が可能となるよう、受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助することとしている。

第三者評価については、2015（平成27）年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015において、「保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、2019年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す。また、当該受審結果について、積極的に「見える化」を進め、就職を希望する保育士や保育サービス利用者が優良な保育事業主を選択できるような環境整備を進める」こととされており、受審率の向上に向けて、引き続き各自治体における積極的な取組が必要である。

(8) 保育所における感染症対策ガイドライン及びアレルギー対策ガイドラインの改訂について

「保育所における感染症対策ガイドライン」については、保育所保育指針の改定（H29.3告示、H30.4適用）、感染症対策に関する最新の知見、関係法令の改正等を踏まえるとともに、保育の現場において保育士等が活用する上での実用性に留意し、有識者による検討会において見直しの検討を行い、2018（平成30）年3月に改訂を行ったので、本ガイドラインが保育現場で積極的に活用されるよう、今後、研修資料等を作成し、地方自治体等に対して提供することを予定しているのでご活用いただきたい。

また、2011（平成23）年3月に策定された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」については、改定保育所保育指針の第3章「健康及び安全」においてアレルギー疾患を有する子どもの保育に関する記載の充実が図られたことや、アレルギー疾患対策に関する関係法令の制定等及び保育所におけるアレルギー対応の状況や最新の知見などを踏まえ、有識者による検討会を開催し、改訂に向けて現在検討を進めているところである。

2. 児童健全育成対策等について

(1) 放課後児童クラブについて

① 都道府県認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）第10条において、放課後児童支援員となるためには、「都道府県知事が行う研修」（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

平成27年度から、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県認定資格研修講師養成研修を実施しており、平成31年度も引き続き本研修を実施することとしている。開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、昨年度同様、自治体担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

② 都道府県認定資格研修の実施（関連資料70参照）

認定資格研修については、平成27年度より各都道府県において実施していただいているところであるが、本研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等についての共通の理解を得ることを目的として実施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されていることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等」を設けているが、当該都道府県内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

認定資格研修は、より多くの方に受講していただくことが重要であるとともに、1クラブで最低1名以上は受講していることが望ましい。そのことから、受講希望者が多い自治体においては、受講人数枠及び研修回数を拡大することが望まれる。また、支援員の受講が進んでいない放課後児童クラブがある場合には、当該クラブからの申請者を優先する等、地域の実情に応じた適切な研修実施に努めていただきたい。

各都道府県における実施方法、実施内容等を把握するため、例年同様、平成30年度における研修の取組状況等を調査することとし、追って正式に依頼するので、ご協力をお願いしたい。

③ 「放課後児童クラブ運営指針解説書」の活用

平成27年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図る

ために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を作成（平成29年3月31日）した。当該運営指針解説書を活用いただき放課後児童クラブの質の確保に努めていただきたい。

④ 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の2点について、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を发出しているのです、ご了解願いたい。

○ 優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委員会報告書」という。）においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき児童の考え方について国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される児童・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 児童が障害を有する場合
- ・ 低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童

- ・ 保護者が育児休業を終了した場合
- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

○ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。専門委員会報告書においては、市町村が必要な情報の収集や情報の集約を行い、各放課後児童クラブの協力を得て、利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当であるとしている。また、放課後児童クラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん又は調整等を行う必要があると指摘している。あっせん・調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、放課後児童クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していない放課後児童クラブを紹介する等の方法が考えられるとしている。

これらを踏まえ、市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、可能な限り利用申込み先及び利用決定機関を市町村とすることが考えられる。地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが望ましいので、ご了解願いたい。

（２）利用者支援事業について

① 利用者支援事業の運営について（関連資料71参照）

利用者支援事業は、保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業である。

このうち、基本型は、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものである。また、特定型は、待機児童等の解消を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施するものである。さらに、

母子保健型は、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関との連携や情報の共有化を図りながら、必要に応じて支援プランを策定するなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施することとしている。

基本型・特定型については、少子化社会対策大綱において、2019年（平成31年）度末までに1,800か所の設置を目指すこととされており、各自治体におかれては、母子保健型を含めて、積極的な活用をお願いしたい。

② 加算事業について

利用者の視点に立った機能強化を推進する観点から、以下の加算事業について積極的な活用をお願いしたい。

ア 夜間・休日の時間外相談加算

利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるため、基本型と特定型において、夜間・休日の時間外相談を実施した場合に加算することとしている。

【実施か所数：136か所（平成30年度交付決定ベース）】

イ 出張相談支援加算

一定の場所での実施のみならず、様々な場所へのお出張相談を行うことで、様々なニーズに対応するため、平成29年度より基本型と特定型において、両親学級、乳幼児健診や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育て支援の情報提供、地域の保育園や保育の利用に向けた相談支援などを実施した場合に加算することとしている。

【実施か所数：93か所（平成30年度交付決定ベース）】

ウ 機能強化のための取組加算

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」（2016年（平成28年）4月7日雇児発0407第2号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村が、継続した支援を実施するため、2017年（平成29年）度より、基本型と特定型において、開所時間の延長や様々な場所へのお出張相談等を実施し、更に利用者のきめ細かいニーズや意向、状況等を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるために相談支援に関する機能を強化した場合に加算することとしている。

【実施か所数：20か所（平成30年度交付決定ベース）】

エ 多言語化のための取組加算の創設について（関連資料71参照）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日関係閣僚会議決定）において、「外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語化対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。」とされていることから、2019年（平成31年）度予算案において、利用者支援事業で、通訳者の配置や通訳タブレットサービス等の利用により外国人子育て家庭等に対してもきめ細やかな支援を行う場合の加算（1ヶ所あたり80万円）を計上している。

③ 整備費について

利用者支援事業の実施事業所の整備に対する支援は、

- ・「次世代育成支援対策施設整備交付金」（ハード交付金）
- ・「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」（ソフト交付金）

にて実施しているところである。

「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、2017年（平成29年）度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

また、「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」については、利用者支援事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入にかかる費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

④ 多機能型支援の取組について

利用者支援事業の実施に当たり、地域子育て支援拠点において一体的に実施する取組や一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などを併せて実施する子育て支援（以下「多機能型支援」という。）の取組については、

- ・ 地域子育て支援拠点で併せて利用者支援事業を実施する場合、子育て親子にとって地域子育て支援拠点が日常的な場所であるた

め、相談に対する抵抗感や精神的負担が軽減される

- ・ 利用者支援事業を活用してじっくりと相談したい時など、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業などを活用して実施できるため、相談に集中することができる
- ・ 「多機能型支援」を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる

などの支援効果が見込まれるため、各自治体におかれては「多機能型支援」を活用した利用者支援事業の積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

（3）地域子育て支援拠点事業について

① 地域子育て支援拠点事業の運営について（関連資料72参照）

現在、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、3歳未満児のいる家庭の約6～7割は在宅で子育てをしており、地域における子育て支援機能の充実や地域全体で子育て家庭を支える取組の推進が求められている。

地域子育て支援拠点事業は、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設等の地域の身近な場所で、子育て家庭の親とその子ども（以下、「子育て親子」という。）が気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を設け、子育ての孤立感、負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の中核的機能として、その取組を推進してきたところである。

このため、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業等）、出張ひろば等の加算事業に対して補助を行っている。

地域子育て支援拠点は、少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、2019年（平成31年）度末までに8,000か所の設置を目指すこととされており、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 整備費について

地域子育て支援拠点の整備に対する支援は、

- ・ 「次世代育成支援対策施設整備交付金」（ハード交付金）
- ・ 「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」（ソフト交付金）
- ・ 「児童虐待・DV対策等総合支援事業」（ソフト交付金）

にて実施しているところである。

「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、2017年（平成29年）度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡大したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

また、「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」については、地域子育て支援拠点事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入、及び開設前月分の賃借料にかかる費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

さらに、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」については、既に開設している地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な簡易な修繕、備品の購入にかかる費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

③ 地域子育て支援拠点従事職員等資質向上研修事業について

（関連資料73参照）

地域子育て支援拠点事業の職員研修については、

- ・ 地域子育て支援拠点の管理者及び指導的立場の職員を対象とした実践的研修として「地域の人材による子育て支援活動強化研修」【実施主体：国（※公募により民間団体に委託。2018年（平成30年）度は、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会が受託】
- ・ 地域子育て支援拠点に新たに従事する者や経験年数が浅い職員を対象とした基礎的研修として「子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）」【実施主体：都道府県、市町村】
- ・ 地域子育て支援拠点の中堅職員に必要な知識・技能等の取得等資質の向上を図るための研修として「職員の資質向上・人材確保等研修事業（地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業）」【実施主体：都道府県、市町村】

の実施にかかる費用に対して必要な予算を計上しているため、経験年数等や求められる役割等に応じた職員の質の確保・向上を図るため、積極的に職員の質の向上に取り組んでいただくようお願いしたい。

④ 多機能型支援の取組について

各地の地域子育て支援拠点において、一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、利用者支援事業などを併せて実施する子育て支援（以下「多機能型支援」という。）の実施が増えており、多機能型支援の取組状況等に関する調査研究（平成28・29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）によると、

- ・ 地域子育て支援拠点での交流支援を中心として、必要に応じて他のサービスにつなぐことができる
- ・ 子育て親子にとって日常的な場所である地域子育て支援拠点を活用した利用者支援事業を活用できるため、相談に対する抵抗感や精神的負担が軽減される
- ・ 「多機能型支援」を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる
- ・ 訪問支援によりつながった、心配な家庭を地域子育て支援拠点や利用者支援事業につなぐことで、親子の見守り（モニタリング）機能を果たせる。
- ・ ファミリー・サポート・センター事業を入り口として、地域子育て支援拠点や利用者支援事業の利用に結びつくことで、より幅広い利用者層をカバーできる。

などの支援効果が見込まれるため、子育て支援事業の有効な取組であると考えられ、地域における総合的な子育て支援拠点としての役割が益々期待される。

このため、各自治体におかれては「多機能型支援」の必要性・有効性について十分了知いただくとともに、積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

⑤ 地域子育て支援拠点と関係機関との連携について

ア 乳幼児触れ合い体験の推進について（関連資料74参照）

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）及びニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）において、学校・家庭・地域で、乳幼児触れ合い体験（中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験）等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。

各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていること及び中学校、高等学校学習指導要領に記載されていることを踏まえ、子

育て親子が集い、子育て親子を支援している地域子育て支援拠点と連携を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））を活用して、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただくようお願いしたい。

また、管内市区町村において、乳幼児触れ合い体験が実施されるよう、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。

イ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の一部が改正され、2018年（平成30年）4月1日に施行された。地域子育て支援拠点に関するポイントとしては、

- ・ 相談支援を担う事業者（地域子育て支援事業者）が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを各相談支援を担う事業者の努力義務としたこと（第106条の2）。
- ・ 地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う体制の整備を市町村の努力義務としたこと（第106条の3第2項）。同規定に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働省告示第355号）において、市町村に対して、地域住民の相談を包括的に受け止める場として、地域包括支援センター、地域子育て支援拠点等の福祉制度に基づく相談支援機関等、社会福祉法人、NPO法人等を例に挙げ、地域の実情に応じて協議し、適切に設置する必要があることを示している。

が挙げられる。地域子育て支援拠点を設置している、またはこれから設置する予定のある管内市町村に対して、上記のポイントを周知していただくようお願いしたい。

（４）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について

① 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（関連資料75参照）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員とし

て、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援などの多様なニーズへの対応を図る事業である。

少子化社会対策大綱においては、2019年度までに950市町村での実施を目指すこととされている。また、2019年（平成31年）度予算案において、提供会員等の預かり手を確保するため、候補者に対し個別のアウトリーチを行い、会員数を一定増やした場合の加算を計上しているので、これらを活用し、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

② 援助を行う会員及びアドバイザーの資質向上について

預かり中の子どもの安全対策等のため、「子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）に規定する講習、又は子育て支援員研修の専門研修等を全て修了した会員が活動を行うことが望ましいとしているところであるが、このうち、緊急救命講習については受講を必須としている。

今般、より一層の安全の確保のため、必須講習として、事故予防にかかる項目を追加する予定である。よって、来年度からは、緊急救命・事故予防の2項目を盛り込んだ講習を実施して頂くこととなる。

新規に会員になる者だけでなく、現在活動している提供会員・両方会員で、過去に緊急救命・事故予防の講習を一度も受講していない者も対象として実施するようお願いする。

このため、2019年（平成31年）度予算案では、これまで本事業のアドバイザー向け研修経費の助成を行ってきた子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費において、提供会員等への講習経費も新たに助成対象とし、実施主体も都道府県・市町村へ拡大することとしているので、ご活用頂きたい。

併せて、アドバイザーに対する研修や、提供会員等向けの子育て支援員研修の地域保育コースのファミリー・サポート・センター事業専門研修についても、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

③ 事故報告等について

平成29年11月10日より児童福祉法施行規則により、市町村には、本事業に関わる事故の把握及び都道府県への報告が義務づけられている。引き続き提供会員に事故発生時の速やかな報告を求める等の措置

を講ずるようお願いする。なお、重大事故については、引き続き国への報告をお願いする。

また、児童福祉法施行規則において、市町村は、事故の発生又は再発防止に努める旨規定されたことから、報告のあった事故については、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、提供会員に情報提供するなどの対応をお願いする。

④ 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針について

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、地方公共団体からの提案を踏まえ、

- ・ 子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能であることを明確化し、かつ、原則として援助会員の自宅としている規定を見直すため、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」（平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を平成30年4月に改正する。
- ・ 会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる

こととされたところである。

子どもの預かり場所については、平成30年度に実施要綱を改正し、ご提案どおり、預かり場所を原則会員の自宅としていた点を見直し、施設での預かりも可能である旨明記した。

会員数要件については、2019年（平成31年）度予算案において、会員数20～49人の区分（補助単価1,000千円）を新設し、補助要件の緩和を図ることとしている。これにより、人口規模の小さい自治体でも事業実施がしやすくなるため、積極的にご活用いただきたい。

（5）児童厚生施設について

① 児童館の運営について（関連資料76・77参照）

児童館については、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、「児童館ガイドライン」（平成30年10月1日子発1001第1号）において、地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性を提示している。

児童館ガイドラインについては、策定から7年が経過し、この間、改

正・施行された児童福祉法などの子どもの健全育成に関する法律との整合や今日的課題に対応する児童館活動の現状を踏まえた児童館ガイドラインの見直しが課題となり、「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（後述）において、見直しについて検討を行ってきた。これを受けて、2018年（平成30年）10月、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指し、改正「児童館ガイドライン」を自治体あてに通知した。

改正の方向性としては、昨今の児童福祉法改正や、子どもの福祉的な課題への対応、子育て支援に対する児童館が持つ機能への期待を踏まえたものであり、次の点を新たに示した。

- ・「第1章総則」を新設し、児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見を尊重すること、子どもの最善の利益を優先すること等について示した。
- ・「第1章総則」に、児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理した。
- ・「第2章子ども理解」を新設し、子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示した。
- ・「第4章児童館の活動内容 4 配慮を必要とする子どもへの対応」において、児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めた。
- ・「第4章児童館の活動内容 5 子育て支援の実施」において、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容を追加した。
- ・「第9章大型児童館の機能・役割」を新設し、その機能・役割について示した。

各都道府県等におかれては、今般のガイドラインの改正及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、児童館の運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して周知を図らねたい。

また、児童館ガイドラインにおいては、下記の通り具体的な活動内容を示している。

＜児童館の活動内容＞

- ①遊びによる子どもの育成
- ②子どもの居場所の提供
- ③子どもが意見を述べる場の提供
- ④配慮を必要とする子どもへの対応
- ⑤子育て支援の実施
- ⑥地域の健全育成の環境づくり
- ⑦ボランティア等の育成と活動支援
- ⑧放課後児童クラブの実施と連携

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館は、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

虐待やいじめの発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取組を進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が連携する要保護児童対策地域協議会への児童館の参加が期待される場所であるが、現状では、全国で357市区町村（20.6％）（2017年（平成29年）要保護児童対策地域協議会の設置運営状況調査）に止まっており、各地域での児童館の積極的な参画が図られるようご配慮いただきたい。

さらに、放課後児童クラブに待機児童が生じていることに鑑み、特に高学年児童については、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めて子どもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

② 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

ア 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組みとして事業展開されているところであり、子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられている。平成29年度において、児童館での実施が987か所となっており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

イ 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としているところであり、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付けるうえで、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

③ 児童館等に従事する者の人材育成について

ア 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取り組みを進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者や行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」を実施している。

本年度においては、2019年（平成31年）2月2日（土）及び3日（日）に開催することとしており、2019年（平成31年）度においても同様に実施する予定である。詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただきたい。

イ 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策として子どもの健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村が児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っている。

本年度の国への協議件数は、19県・市に止まっており、実施状況の低調が目立っている。今般、児童館ガイドラインを改正したところであり、改正した児童館ガイドラインの普及啓発も含め、すべての子どもを対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

④ 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について(関連資料76参照)

社会保障審議会児童部会に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」を設置(2015年(平成27年)5月18日)し、14回にわたって、遊びのプログラム等の普及啓発や開発に向けた検討、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行ってきた。また、本専門委員会の下に、当該委員と外部有識者で構成する「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」を設置(2017年(平成29年)2月10日)し、児童館運営の指針となる児童館ガイドライン(2011年(平成23年)3月31日付 雇児発0331第9号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の改正のための検討に当たった。

これらの検討結果は、「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について」(2018年(平成30年)9月20日)としてまとめられたので、ご一読頂きたい。(URL ; <https://www.mhlw.go.jp/content/000359262.pdf>)

同専門委員会は今後も継続し、本報告書で示された課題等も踏まえ、遊びのプログラム等の普及啓発や開発、今後の地域の児童館のあり方等について引き続き検討していく予定である。また、2019年(平成31年)度予算案においても、引き続き『児童館等における「遊びのプログラム等」の開発・普及』に係る経費を計上し、2018年(平成30年)度までの成果を踏まえ、各地域の児童館等において、遊びのプログラム等を実施し、その検証・分析を行うこととしている。

⑤ 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針について

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)において、以下のような内容で閣議決定されており、必要な対応を年度内に行う予定であるので、ご承知おきいただきたい。

なお、児童の遊びを指導する者(以下「児童厚生員」という。)の配置について2名以上の配置を求めているのは、児童館の設置運営要綱(厚生省発児第123号平成2年8月7日付け厚生事務次官通知)であり、地方自治体の裁量により、児童厚生員を1名配置とし、その他の者を児童厚生員の補助的な役割を持つものとすることは可能であり、この旨を年度内に明確化する予定である。ただし、厚生労働省として児童館の設置運営に当たり適切な児童厚生員の配置数としては、2名以上であると考えていることは従前通り変更はない。

【閣議決定文】

児童館(40条)における児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)38条2項)の員数につ

いては、児童の遊びを指導する者1名とそれ以外の者1名とすることが可能であることを2018年度中に明確化する。

⑥ 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、2010年（平成22年）度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、2011年（平成23年）度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

（6）児童委員・主任児童委員について

① 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行、子どもの自殺や貧困等が後を絶たない状況にあり、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している。また、地域社会においても都市化、核家族化に伴う地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっている。こうした中で、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動している児童委員・主任児童委員の必要性は高まっているが、一方地域によっては、児童委員・主任児童委員の活動について、地域住民への周知や関係機関における理解・浸透の不十分さが課題として挙げられている。

各自治体におかれては、児童委員・主任児童委員が乳幼児のいる子育て中の親子への訪問支援、中・高校生の居場所づくりに配慮した活動など、地域の実情に即した様々な活動に取り組んでいただいていることを踏まえつつ、今後も地域における身近な相談役として活躍できるように、活動環境の整備に向けた取組の一層のご協力をお願いしたい。

② 関係機関との連携について

児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・支援活動の他、関係機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所等）との連携、

子どもの健全育成のための地域活動(児童館、子育てサークル、子ども会等)の援助・協力など、情報の共有を含めた関係づくりが必要である。児童委員の中から指名される主任児童委員は、関係機関と区域担当の児童委員との連絡調整や援助・協力などの活動が求められている。児童相談所や学校等の関係機関と顔の見える関係をつくり、地域の子どもやその家庭の実情を把握することで、ひとり親家庭や多子世帯等の自立支援、児童虐待の発生防止・早期発見を図る上でも大きな役割を果たすことが期待されている。

特に、虐待を受けている子どもを始めとする要支援児童等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。)の早期発見や適切な支援・保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるため、市区町村の要保護児童対策地域協議会の構成員として積極的に参加させることが求められる。児童委員・主任児童委員が要保護児童対策地域協議会の構成員となることで、児童福祉法第25条の5に基づく守秘義務が課せられ、支援対象児童等に関する情報の共有と支援方策に係る協議・対応の円滑化が期待できる。また、児童福祉法第25条の5に基づく情報の提供や必要な協力は、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」に該当し、法令違反には当たらないので留意されたい。

各自治体におかれては、地域住民への対応が滞ることなく行われるために、児童福祉施策等に関する知識や対人援助技術等の習得、守秘義務の遵守及び違反した場合の罰則規定(児童福祉法第61条の3)に関すること、子ども家庭支援に関する関係機関との情報の交換・共有を含む役割や連携のあり方などをカリキュラムに盛り込んだ児童委員・主任児童委員向け研修を計画的かつ積極的に企画・実施していただくようお願いしたい。

また、就学中の子どもに関しては、学校だけでは抱えきれない課題や問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教諭と児童委員・主任児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できるため、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が子どもや子育て家庭への支援活動に積極的に取り組むことのできる環境づくりに努めていただくようお願いする。

③ 児童委員・主任児童委員の一斉改選について

児童委員・主任児童委員の任期は、民生委員法(昭和23年法律第198号)で3年と定められており、2019年12月1日にその一斉改選を迎え

る。そのため、各自治体においては、定数に関する市区町村に対する意見徴収、定数の見直し、定数条例の改正、次期候補者の推薦事務、委嘱・解嘱、特別表彰に係る事務等の事務処理が必要となる。各自治体におかれては、関係通知を踏まえつつ、一斉改選の事務に遺漏のないよう準備を進めていただきたい。

(参考)2019年度一斉改選に向けた現時点でのスケジュール(案)

業務内容	平成31年 改選日程	平成28年 改選実績
① 物品発送時期・発送先に係る事務連絡 (厚生労働省⇒自治体)	7月下旬	8月24日
② 定数報告書、徽章等必要数調書の提出 (自治体⇒厚生局)	8月30日	8月30日
③ 民生委員・児童委員推薦名簿、感謝状 授与者推薦名簿の提出(自治体⇒厚生局)	9月30日	9月30日
④ 委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 (厚生労働省⇒自治体)	10月上旬	11月上旬
⑤ 徽章発送 (厚生労働省⇒自治体)	10月下旬	11月中旬
⑥ 一斉改選	12月1日	12月1日
⑦ 改選結果報告 (厚生局⇒厚生労働省)	12月中旬	12月9日
⑧ プレスリリース (厚生労働省)	12月下旬	1月16日

※ ②、③のスケジュール及び提出書類については、「民生委員・児童委員の選任(一斉改選及び随時)に係る調書等の提出について」(平成25年2月27日雇児育発0227第1号、社援地発0227第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長通知)のとおりである。

(7) 児童福祉週間について

① 趣旨について

子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5日～11日)」と定め、国、都道府県、

市区町村が連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

② 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（2018年（平成30年）9月1日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき御礼申し上げます。当該期間中、11,961点の応募があり、選考の結果、次の作品を2019年度の児童福祉週間の標語に決定した。

<2019年度児童福祉週間標語>

その気持ち 誰かを笑顔にさせる種

よしむら ゆい
吉村 唯さん（山口県 14歳）

この標語は、児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知するとともに、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

（8）児童福祉文化財について

① 推薦について

児童福祉文化財とは、子どもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子どもの健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つものであって、社会保障審議会が絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行っている。推薦は、昭和26年から毎年行われており、2017年（平成29年）度には、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の3分野で56作品が推薦された。

② 広報・啓発について

厚生労働省では、推薦された児童福祉文化財を毎年度「児童福祉文化財年報」としてまとめ、その一覧をホームページに掲載しているほ

か、出版物については、前年度に推薦された作品を紹介する「子どもたちに読んでほしい本」と題した広報・啓発ポスター等を作成し、各都道府県等に通知している。2019年度においても、子ども達が優良な出版物と出会う機会が得られるよう管内市区町村を通じて小・中学校、図書館、児童館等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等に広く周知していただくようお願いしたい。

③ 文化芸術に関する施策の推進について

文化芸術基本法（平成29年法律第73号）により、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は「文化芸術推進基本計画」（平成30年3月6日閣議決定）を定めた。文化芸術推進基本計画の期間は、2018年度から2022年度までの5年間（第1期）とし、4つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）と6つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定め、その中に、児童福祉文化財等が盛り込まれている。各地方公共団体においても、国の文化芸術推進基本計画を参酌して、地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努めることとされていることから、地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進に努められたい。

3. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

（1）児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

（関連資料78・79参照）

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策施設整備交付金において財政支援を講じているところである。

昨年は、平成30年7月豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震など、多くの自然災害が発生し、災害そのものによる直接的な被害に加え、インフラの毀損による二次被害が生じた。

このことを踏まえ、政府においては、国民の生活・経済に欠かせない重要インフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、昨年、重要インフラ等の機能維持の観点から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を取りまとめている。（官邸ホームページ：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html>参照）この緊急対策において、児童福祉施設等を含む社会福祉施設等については、建物・ブロック塀の倒壊や大規模停電等の発生リスクを踏

まえ、緊急的に耐震化整備・ブロック塀等の改修整備及び非常用自家発電設備の整備を行うこととし、平成30年度第2次補正予算（案）及び平成31年度当初予算（案）において、所要の財源を確保したところである。

以上を踏まえ、各都道府県等におかれては、これらの予算等を有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災の強化を着実に進めて頂きたい。

また、これに加え、以下のとおりその内容等を充実する予定であることから積極的に活用いただきたい。

○ 新たに児童相談所設置市になる中核市及び特別区が一時保護所を設置する場合において、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような、施設整備を行う場合の補助の加算単価の引上げを行うとともに中核市及び特別区以外の都道府県・指定都市・児童相談所設置市が、同様の施設整備を行う場合の補助の加算を創設する。

○ 離島（奄美群島振興開発特別措置法のほか、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域）にて施設や事業所を整備する際の補助の加算を創設する。

なお、平成31年度の整備計画における本交付金に係る協議等の手続については、追ってお知らせする予定である。

② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

平成31年度における児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、3.4%増の改定を行う予定（注）であるのでご了解いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

（注）補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金（内閣府計上）

③ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している事業について、平成31年度も引き続き実施する予定であり、平成30年度末で実施期限を迎える以下の事業についても、平成31年度末まで延長することとしているので、ご了解願いたい。

（実施期限を平成31年度末まで延長する事業）

- 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置
- スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
- 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

④ 木材利用の促進及びCLTの活用等について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされており、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への積極的な活用に向けて、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、CLT活用促進のための取組を政府として行っていくこととしている。

このため、児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やCLTの積極的な活用について御配慮いただきたい。

また、平成31年版の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）において、「漆喰（しっくい）塗り仕上げ」等左官の主要な仕様が盛り込まれる見込みから、児童福祉施設等の整備においても当該仕様の選定が可能となる予定であり、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いします。

⑤ 社会福祉施設等の防災対策について

ア 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年6月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施

設が報告対象となっているので、ご了知いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

(児童福祉施設等のうち報告対象となっている施設)

助産施設及び乳児院のうち、以下のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの）を建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

(ア) 当該用途が3階以上の階にある場合

(イ) 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合

(ウ) 当該用途が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乘せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

イ 社会福祉施設の防火対策の取り組み

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日（既存の施設にあつては平成30年4月1日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、指導の徹底に努めていただくようお願いする。

ウ 社会福祉施設における地震防災対策等について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県等におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、水害・土砂災害、地震など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、特に留意すべき事項をとりまとめているので、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いするとともに、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いする。

エ 児童福祉施設等の耐震化の推進について

児童福祉施設等の耐震化状況については、昨年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html参照）によれば、平成29年3月時点の耐震化率88.8%（5.7万棟／6.4万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。

特に、自力避難が困難な乳幼児等の利用する施設など、子どもの安全を確保する観点からできる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記（※）するなど、今後、想定される南海トラフ地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。

各都道府県等におかれては、耐震化が図られていない児童福祉施設等に対し、積極的に次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金の活用や融資制度等の情報提供、助言を行うなど、計画的な取組の推進をお願いする。

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、社会福祉施設等の耐震化率を2020年度までに約95%まで向上することを達成目標としている。

オ 児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況について
大阪府北部を震源とする地震により女子児童が亡くなる事故が発生したことを受け、「児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）」（平成30年7月23日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）により、各施設における安全点検等の状況について調査を依頼し、その結果、平成30年6月19日時点において、7.0%（5,120か所）の施設で安全性に問題のあるブロック塀等を有していたことが判明している。

平成30年度の次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金では、ブロック塀等の改修等に係る協議を重点的に募集し、平成31年度においても引き続きブロック塀等の改修等に係る協議を募集することとしていることから、未だ安全性に問題のあるブロック塀等を有する施設がある場合には、子どもの安全な環境を確保する観点から、早急に対策を講じるようお願いする。

カ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付け27文施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年5月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結

果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

キ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」（平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図りたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑥ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」（平成20年9月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト

対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」（平成28年9月30日雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について、社会福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方願います。

また、児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金（民間保育所等については保育所等整備交付金）の交付対象となっていることから、これらの制度等を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導を願います。

⑦ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知を願います。

⑧ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のものが残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行していることが推測される場所。

このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発が生じる恐れがあるが、ガス事業者から経済産業省への報告によると、現時点においても、未だ古い埋設ガス管が残存している施設もあり、ガス漏えいリスクを回避できて

いない状況にある。

については、当該児童福祉施設等において劣化した鋼製のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進していただくよう、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただくようお願いする。

なお、平成28年熊本地震においても、古い埋設ガス管で亀裂・折損等によるガス漏れが185箇所発生したのに対し、ポリエチレン管に交換された埋設ガス管は一切被害を受けず、ポリエチレン管の耐震性能が実証されたところである。

《参照通知》

- ・ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について（依頼）（平成30年2月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、経済産業省産業保安グループガス安全室）

（2）児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設等の運営について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組や第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 社会福祉施設の運営費については、不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課

と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

② 感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹底をお願いする。

また、児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成29年12月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000187294.pdf>
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成29年11月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連

名事務連絡)

- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

③ 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査は、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保のため、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、児童の安全確保、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止等を図るものであり、引き続き適切な指導監査及び指摘事項に対する改善状況の確認等に努められたい。

特に、児童福祉施設等に対する指導監査については、児童福祉法施行令の規定により、年1回以上の実地検査を行うこととされていることを踏まえた適切な対応をお願いしたい。

なお、保育所等における指導監査については、平成29年度予算から、睡眠中、食事中、水遊び中などの重大事故が発生しやすい場面での指導を行う巡回指導員の配置を支援する事業を実施している。指導監査の実施率の低い自治体をはじめ、各自治体におかれては、巡回支援指導員を積極的に活用いただき、巡回支援指導員が助言・指導した内容を都道府県等の指導監査部門に報告し、情報共有を行うとともに、問題が認められた保育所等について立入調査を実施するなど、巡回支援指導員と指導監督部門との十分な連携を図ることで適切な実地検査の実施につなげていただくようお願いする。

また、社会福祉法人指導監査との連携については、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」（平成29年9月26日府子本第762号、29文科発第868号、子発0926第1号、社援発0926第1号、老発0926第1号）を踏まえ、必要な連携を行い、適切な指導監査を行っていただきたい。

④ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、平成31年度予算案では、引き続き、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援対象としたところであり、本交付金の積極的な活用をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年9月15日雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連名通知）
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）
- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- ・「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成30年6月8日府子本第649号、30初幼教第9号、子少発0608第1号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長連名通知）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

⑤ アレルギー疾患対策基本法の施行について

「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年法律第98号）に基づき、

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策が推進されているところである。

同法第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されていることから、ご了解いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いする。

《参照通知等》

- ・「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知）

（3）東日本大震災により被災した子どもへの支援について

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」（復興庁所管）において実施している。

都道府県等におかれては、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に係る事業の更なる推進に努めていただくようお願いする。

なお、「保育料等減免事業」については、2019年10月より、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園等の費用が無償化されることに伴い、本事業の対象を「生活保護世帯と住民税非課税世帯を除いた世帯の0歳から2歳までの子ども」とするので、ご承知おき願いたい。

（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業として実施する事業）

- ① 子ども健やか訪問事業（避難生活をしている子育て家庭や、長期避難から自宅に戻った子育て家庭を訪問し、子どもの心身の健康に関する相談・支援を行う）
- ② 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

- ③ 遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤ 児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥ 保育料等減免事業

(4) 平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について

(関連資料80参照)

平成30年7月豪雨等への対応については、種々御尽力いただいているところであるが、被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害から速やかな復旧を図り、もって施設入所児童等の福祉を確保するため、平成30年度第1次補正予算において、被災施設の施設復旧及び設備復旧に要する費用29.6億円を計上したので活用をお願いする。

4. 児童虐待防止対策の強化について

(1) 乳幼児健診未受診者等の緊急把握の実施について

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、各市町村に対し、乳幼児健診未受診、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの緊急的な把握及び安全確認を依頼するとともに、その実施状況の調査を行っている。

こうした子どもやその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、

- ・ 当該子どもの存在を把握した場合は、迅速に要保護児童対策地域協議会において情報共有し、関係部署及び関係機関が連携して家庭訪問や情報収集などを実施し、安全確認に努めること
- ・ 子どもの安全確認を実施した際に、支援が必要と認められる場合は、確実に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して支援の方針・内容を検討するとともに、継続的に見守り等が行えるようにするため、積極的な家庭訪問等により、子ども、保護者等と連絡を取り合う関係を構築しつつ支援を実施すること

に留意しつつ、調査に対する報告時点で安全確認に至っていない子どもも含め、引き続き、当該子どもの把握及び安全確認に取り組んでいただきたい。

なお、こうした取組を継続的に行っていくため、2019（平成31）年度予算案では、未就園児等がいる家庭を訪問する際に必要な費用等の補助を行う事業を創設することとしている。

（2）市町村職員を対象とするセミナーの開催について

厚生労働省では、厚生労働行政について、地域の特性に応じた保健福祉サービス等の向上を図るために必要な情報や企画立案の手法を体得する機会を提供することを目的として市町村職員を対象とするセミナーを開催しており、平成31年1月29日（火）に開催する第137回のセミナーでは、「子どもの虐待防止対策の推進に向けた取組について」をテーマとしている。

本セミナーでは、厚生労働省からの行政説明のほか、子ども家庭総合支援拠点の設置促進に関する特別講演（日本大学危機管理学部鈴木准教授）や自治体事例紹介（鳥取市）を行うこととしているので、積極的に参加していただきたい。なお、今回のセミナーは、市町村職員だけでなく、都道府県職員も参加可能となっている。（申込期限：平成31年1月22日（火））

（3）児童虐待防止推進月間における取組及び2019年度全国フォーラムの開催について

（関連資料81参照）

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

平成30年度においては、関係府省庁、関係団体等とも協力し、

- ・ 全国から募集した「児童虐待防止推進月間」標語の最優秀作品や児童相談所全国共通ダイヤル「189」について掲載したポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
- ・ 新聞突き出し広告、政府広報ラジオ、Yahoo! バナー広告等の活用による広報
- ・ 厚生労働省庁舎のオレンジリボンドレスアップ（室内照明を活用し、庁舎窓ガラスにオレンジリボンを浮かび上がらせる取組）等の取組を実施した。

また、2019年度においては、児童虐待防止推進月間に合わせ、厚生労働省が主催、関係自治体が共催となって毎年度実施している「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を2019年11月16日（土）及び17日（日）に鳥取県倉吉市において開催する予定である。

各自治体においては、来年度も引き続き、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」への積極的な参加を始め、児童虐待防止推進月間の各種取組への協力をお願いする。

5. 社会的養育の充実について

(1) 2019（平成31）年度における児童入所施設措置費等の取扱いについて

（関連資料24参照）

2019（平成31）年度予算案における児童入所施設措置費等については、①児童養護施設及び乳児院における生活単位の小規模かつ地域分散化及び高機能化の推進、②職員の人材確保、③虐待を受けた子どもなどへの自立支援の充実、④一時保護児童の支援の充実等を図るため、

ア 児童養護施設等における小規模グループケアの定員の引下げ（児童養護施設6～8人→6人 等）

※既存の施設は当分の間、経過措置を設ける。

イ 児童養護施設の小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実（職員を1名加配）

ウ 児童養護施設及び乳児院におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実（児童養護施設4：4、乳児院4：5）

エ 児童養護施設等で働く保育士等に対する更なる処遇改善（+1%）

オ 「補習費（特別育成費）」の増額（月額15,000円→月額20,000円（高校3年生については25,000円））

カ 「通学費（特別育成費）」を新設し、通学にかかる実費を支弁

キ 自立援助ホームにおける「受託支度費」の創設

ク 一時保護専用施設を複数設置できるよう、「一時保護実施特別加算」の要件を緩和

ケ 「一時保護実施特別加算」について、障害児等を受け入れた場合の加算を創設

コ 「冷暖房費」を創設し、夏期の冷房費用を支弁を盛り込んでいる。詳細については追ってご連絡する。

また、児童養護施設等の職員配置の改善（児童養護施設5.5:1→4:1等）については、引き続き、措置費の保護単価を段階的に設けることとしているが、職員配置の最低基準引上げについては、施設における職員配置状況等をみながら、今後、省令等の改正を予定している。これを踏まえ、社会的養護を担う施設職員の積極的な職員配置の改善に努められたい。

（2）社会的養育を担う人材確保について

（関連資料24参照）

2019（平成31）年度予算案においては、児童養護施設等の職員の人材確保に向けて、平成29年度より実施している2%の処遇改善に加えて、さらに1%の処遇改善を行うこととしている。

また、職員の人材確保のためには、給与等の処遇面の改善に加えて、業務負担の軽減策を合わせて講じていくことが重要であることから、補助職員の活用により、児童指導員等の夜勤等を含む業務負担を軽減する「児童養護施設等体制強化事業」を創設したところである。

- さらに、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」では、
- ① 児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、
 - ② 学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費 等

を補助しているが、2019（平成31）年度予算案においては、児童養護施設及び乳児院における生活単位の小規模かつ地域分散化及び高機能化を進めるうえで必要となる人材等を育成するための研修開催費用についても、新たに補助対象に追加したところであり、各都道府県におかれては、職員の人材確保や人材育成に向けて、これらの事業の積極的な活用をお願いしたい。

（3）里親制度・特別養子縁組制度の広報啓発について

（関連資料82参照）

厚生労働省では、里親制度に対する社会的認知を高め、より一層の推進を図るため、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と位置付け、集中的な広報・啓発活動を実施している。

平成30年度においては、関係団体等とも協力し、

- ・ ポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
- ・ 新聞の別刷り大型特集記事の掲載や、SNSを活用した情報発信
- ・ 政府広報番組（テレビ、ラジオ）や政府インターネットテレビによる広報活動
- ・ 国際フォーラムや、百貨店でのイベントの開催

等の取組を実施した。

また、里親月間に合わせ、厚生労働省と関係団体が主催して毎年度実施している「全国里親大会」について、平成30年度は石川県金沢市で開催したところであるが、2019（平成31）年度は宮城県仙台市で10月12日（土）、13日（日）に開催する予定である。

加えて、平成30年度においては、特別養子縁組制度の普及啓発に向けて、新聞広告（平成31年1月4日）やブロック単位でのシンポジウム・地域セミナーの開催などの広報・啓発活動を行っている。

各自治体におかれても、里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発に向けて、地域の実情に応じて創意工夫を凝らした広報活動を展開するなど、積極的な取組をお願いする。

里親の認知度については、「聞いたことがある」程度の認識である者が多く、まずは里親制度についての情報の発信が必要である。このため、里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発においては、広く一般市民が養育里親に関する情報に日常生活の中で触れる機会を数多く作り、里親制度に関心を持つきっかけを作ることが重要である。

また、登録里親を増加させるには、従前より幅広いターゲット層に対し、それぞれの特徴を捉えて戦略的なアプローチを行う必要がある。

そして、里親に関心を持った層に対しては、経験者の体験を共有する機会を持つことや、短期間のみ養育もあることの周知、サポート体制などの説明を通じて、里親になることへの不安や負担感を軽減することが効果的であると考えられる。

6. ひとり親家庭等自立支援施策について

（1）児童扶養手当について

（関連資料36・37参照）

① 平成31年度の手当額について

平成31年度予算案においては、平成30年平均の全国消費者物価指数

について、前年比+1.0%を見込んでいることから、法律の規定に基づき、手当額の引上げを予定しているので管内市町村に対する情報提供をお願いします。

なお、今後確定する平成31年度手当額については、改めてお知らせする。

< 本体月額 (+1.0%の場合) >

	(平成30年度)		(平成31年度)
全部支給	42,500円	→	42,910円 (+410円)
一部支給	42,490円	→	42,900円 (+410円)
	~10,030円		~10,120円 ~+90円)

< 第2子加算月額 >

	(平成30年度)		(平成31年度)
全部支給	10,040円	→	10,140円 (+100円)
一部支給	10,030円	→	10,130円 (+100円)
	~5,020円		~5,070円 ~+50円)

< 第3子以降加算月額 >

	(平成30年度)		(平成31年度)
全部支給	6,020円	→	6,080円 (+60円)
一部支給	6,010円	→	6,070円 (+60円)
	~3,010円		~3,040円 ~+30円)

② 支払回数の見直しについて

支払回数について、本年11月から、現行の年3回払い(4月、8月、12月)から年6回払い(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直すこととしている。これにより、前年の所得に基づき手当額を改定する時期を8月から11月に見直すことに伴い、受給資格者の所得について、1月から9月までの間に認定請求する者については前々年の所得、10月から12月までの間に認定請求する者については前年の所得を確認することとしている。また、7月から9月までの間に認定請求する者については、前々年の所得の把握に加え、その年の11月支給分以降の児童扶養手当の額の改定に必要な前年の所得を把握するため、認定請求を行った日からその年の10月31日までの間に、児童扶養手当所得状況届を提出していただくこととしている。

支払回数の見直しに当たっては、これらの点に関する受給者への周知について、特段のご配慮をお願いする。なお、見直しに伴う事務負担の増加に対しては、地方財政措置が講じられる予定であり、適切な事務処理をお願いしたい。

③ マイナンバー情報連携に係るデータ標準レイアウトの改訂について

本年6月にマイナンバー情報連携に係るデータ標準レイアウトの改訂が行われる予定となっているが、児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携を推進するため、関連するシステム改修等に係る費用の補助について、平成30年度補正予算案（第2号）に計上しているので、積極的な活用をお願いしたい。

④ 児童扶養手当と公的年金等との併給調整に係る周知について

児童扶養手当については、公的年金等を受けるときは、手当額の全部又は一部を支給しないこととしており、手当の受給者が遡及して公的年金等を受給した場合には、過去に受給した手当の返還が必要となる場合がある。

各自治体におかれては、手当と公的年金等との併給調整について、認定請求等の際に受給者に対して周知いただいているものと承知しているが、引き続き、受給者への周知徹底をお願いしたい。

⑤ 相談体制等について

児童扶養手当の現況届時（8月）を集中相談期間として、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているところである。一方、受給者の中には休暇を取得することが難しい方もいることから、夜間や休日等利用者の方の時間に合わせた対応ができるよう、可能な限り努めていただくようお願いしたい。

（2）母子父子寡婦福祉資金貸付金について

（関連資料40参照）

① 2019（平成31）年度予算案における見直しについて

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行っているが、就学支度資金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額を引き上げる（10万円→28.2万円）とともに、修業資金の償還期間の見直し（6年→20年）を行うなど、支援の充実を図ることとしている。

また、児童扶養手当の支払回数の見直しによる支給制限の適用期間の変更に伴い、増額分の支払時期が従来の12月から2020年1月となる受給者の生活への影響を考慮した新たな資金（臨時児童扶養資金（仮称））を創設することとしている。今後、貸付限度額等の詳細な内容についてお示しさせていただく。

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金の運用上の留意事項について

修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭等の子どもの進学を容易にする観点から設けられているものであるが、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮する場合があるとの指摘がなされている。

これらの資金の貸付けについては、これまでも、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなどの対応をお願いしてきたが、各都道府県等におかれては、入学金等の納付が必要となった際に適切に資金の貸付けが行えるよう、引き続き、円滑な貸付けの実施に努めていただくようお願いする。

また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けに当たっては、特に経済的条件は定められていないことから、貸付けを受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

（3）就業支援等について

（関連資料40・83参照）

① 高等職業訓練促進給付金等事業の充実について

ひとり親家庭への資格取得支援について、ひとり親家庭の親が養成機関で修業する間、生活の負担を軽減し、資格取得を容易にするために高等職業訓練促進給付金を支給しているところである。

2019（平成31）年度予算案においては、資格取得のために4年課程が必須となる資格を目指す者等を対象に支給期間の上限を36月から48月に拡充するとともに、修学の最終1年間について、支給額を月額4万円加算する予定としているので、引き続き、積極的な活用をお願いしたい。

② 自立支援教育訓練給付金事業の充実について

ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施しているところである。

2019（平成31）年度予算案においては、看護師等の専門資格の取得を目指す養成課程を対象に追加するとともに、これらの養成課程を受講する者については、支給上限額を最大80万円に引き上げる予定としているので、引き続き、積極的な活用をお願いしたい。

③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業について

ひとり親家庭への資格取得支援については、高等職業訓練促進給付金の支給対象であるひとり親家庭の親が、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金や就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進するために、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を平成27年度から実施している。

引き続き、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の貸付原資等の補助について、平成30年度補正予算案（第2号）に計上しているので、積極的な活用をお願いしたい。

④ 自治体窓口のワンストップ化の推進について

様々な事情を抱えたひとり親家庭に対し適切な支援を行うためには、個別のニーズに応じた支援メニューを用意し、それらを適切に組み合わせる相談・支援を行う必要がある。

一方で、母子・父子自立支援員だけでは相談需要に切れ切れで対応できず、窓口体制が不十分であるため各種施策が十分に行き渡っていない現状にある。

また、子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭の親は、相談窓口で相談する機会が得られにくいという現状もある。

このような課題に対応するため、

- ・ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する
- ・児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制を構築する

ための事業を実施しているところであり、これらの取組により、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただくようお願いする。

また、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

⑤ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について

高等学校卒業程度認定試験に合格することは、ひとり親家庭の親やその子どもの就職先や取得可能な資格の拡大に資するものと考えられる。このため、試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する当該事業について、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援等を行うひとり親家庭等生活向上事業や母子・父子自立支援プログラム策定事業と組み合わせて実施するなど、積極的な取組をお願いしたい。

⑥ 平成30年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」について

本事業については、平成30年12月11日付け子発1211第2号「平成30年度母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図る優良企業等の表彰について」を発出し、地方公共団体からの推薦をお願いした。より多くの企業からの応募がなされるよう、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む）及び福祉事務所設置町村に対する周知等をお願いしたい。

⑦ 在宅就業推進事業について

在宅就業を希望するひとり親家庭の親に対し、在宅就業推進事業において、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、「在宅就業コーディネーター」によるサポートを行うことは、有効な取組であるので、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

⑧ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法においては、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、

母子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務が規定されている。

この中で、地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

(4) 子育て・生活支援、養育費の確保等について

(関連資料40参照)

① ひとり親家庭等生活向上事業の積極的な実施について

ア ひとり親家庭等生活支援事業の実施について

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、平成28年度から、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要である。

また、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、2019（平成31）年度予算案において、民間団体を活用した、ひとり親家庭に対する出張・訪問相談の強化、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を実施することとしている。

各自治体においては、引き続き、地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等を活用しながらひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施をお願いする。

イ 子どもの生活・学習支援事業の実施について

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を

行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を2016（平成28）年度から実施している。

なお、「すくすくサポート・プロジェクト」においては、「可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する」ことがKPIとして設定されており、2019（平成31）年度予算案においても必要な予算を確保しているため、各自治体での事業の積極的な実施をお願いする。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することが出来る環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又はヘルパーの居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業については、平成28年度から、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合に、定期的に利用することができるよう拡充を図っている。併せて、ヘルパーを確保しやすくするため、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするよう緩和した。

また、子育て支援については、平成30年度において、本事業の実施要綱等を改正し、子育て支援の実施場所として、子育て支援を受ける者の居宅が含まれることや家庭生活支援員の選定に当たり、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における援助を行う会員のうち、同事業の実施に係る通知（子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知））においてお示ししている講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、本事業の実施要綱等で定める一定の研修と同等の研修を修了した者とする旨を明記した。

各自治体におかれては、引き続き、本事業の積極的な実施をお願いする。

③ 養育費確保及び面会交流支援について

ア 養育費相談支援センターについて

厚生労働省においては、養育費相談支援センターを設置し、専門

の相談員がひとり親家庭等から直接相談に応じるとともに、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図っている。また、養育費相談支援センターによる地方自治体への支援として、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣も実施している。

各自治体におかれては、養育費相談支援センターを積極的に活用されるとともに、地域のひとり親家庭等が養育費や面会交流に関する相談がしやすくなるよう、ホームページ等において、養育費相談支援センターのホームページのURLを掲載するなどの周知も併せてお願いしたい。

なお、養育費相談支援センターについては、「公共サービス改革基本方針（2017（平成29）年7月11日閣議決定）別表」に基づき、民間競争入札により委託先を決定し、2018（平成30）年度～2020（平成32）年度の実施に当たっては、（公社）家庭問題情報センターに委託して実施することとなっている。

（参考）養育費相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhisoudan.jp/>

イ 母子家庭等就業・自立支援事業について

地方自治体における養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談の取組を推進するため、母子家庭等就業・自立支援事業における養育費等支援事業により、養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談を実施するための専門の相談員の配置を支援するとともに、平成28年度からは、弁護士による相談の実施を支援している。

各自治体におかれては、養育費等支援事業を積極的に実施いただくとともに、養育費の確保や面会交流の実施等に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的に周知いただくようお願いする。

なお、養育費等支援事業における弁護士相談等の実施に向けては、厚生労働省から日本弁護士連合会に対して、自治体による養育費等支援事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しており、自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いする。

また、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う面会交流支援事業については、平成29年度における実施自治体数は9自治

体と低調である。

すでに地域において面会交流支援を実施しているNPO法人等の活用も含め、事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

ウ 離婚前後親支援モデル事業（仮称）の実施について

平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果によると、離婚する際の養育費の取り決めをしている割合は、母子世帯が42.9%、父子世帯が20.8%となっており、面会交流の取り決めをしている割合は、母子世帯が24.1%、父子世帯が27.3%となっており、引き続き、養育費や面会交流の取り決めの促進を図ることが必要である。

このため、2019（平成31）年度予算案において、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を新たに実施することとしているので、事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

7. 配偶者からの暴力（DV）対策等について

（関連資料84～87参照）

（1）2019（平成31）年度予算案における婦人保護関係事業について

2019（平成31）年度予算案における婦人保護事業の対応については、引き続き婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人保護施設退所者自立生活援助事業の見直しについて盛り込んでいる。地方自治体におかれては、地域の実情に応じた積極的な事業の実施をお願いする。

① 婦人保護施設退所者自立生活援助事業の見直しについて

婦人保護施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活を継続して送ることができるよう、自立生活のための相談・指導等を行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業の補助要件を以下のとおり緩和することとしているので、地方自治体におかれては、本事業の趣旨に鑑み、積極的な事業実施をお願いする。

※ 事業の対象者に関する「年度当初において10人以上」の要件を「年度当初において5人以上」に緩和し、新たに「5人以上10人未満」の補助基準を創設する。

② 婦人相談員手当の支給について

婦人相談員は、売春防止法第35条の規定に基づき都道府県や市から委嘱されているが、その業務の対象は、時代の変容と相談ニーズの多様化に伴い、売春問題にとどまらずDV被害、人身取引被害、ストーカー被害、性暴力被害などに拡大され、困難性の高い相談業務が年々増大している。

このような複雑で深刻化する現代の女性の様々な問題については、一つ一つ丁寧な対応が必要であり、婦人相談員には、関係機関と連携しながら、相談から一時保護、自立支援までの切れ目のない継続的な相談・支援を行うことが求められている。このため、婦人相談員手当について、2018（平成30）年度予算において見直しを行ったところである。

2019（平成31）年度予算案においても、引き続き婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額（月額最大191,800円）を支給する。

地方自治体におかれては、婦人相談員の勤務実態や業務内容等を踏まえ、婦人相談員の専門性にふさわしい処遇改善や配置の拡充について、適切に検討していただくようお願いする。

③ 若年被害女性等支援モデル事業について

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に巻き込まれるなどの若年被害女性等には、その背景に家庭の問題や生きづらさを抱えるケースが多く、自ら悩みを抱え込んでしまう結果、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面がある。

こうしたことから、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築する「若年被害女性等支援モデル事業」を2018（平成30）年度に創設し、2019（平成31）年度予算案においても引き続き実施することとしているので、都道府県等におかれては、積極的な事業実施をお願いする。

（2）婦人保護事業の見直しの検討について

婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。

しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令

により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。

このような経緯から、関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされており、こうしたことを踏まえ、昨年7月に「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を立ち上げたところである。

これまでに5回の検討会が開催され、「今後議論する論点」が整理されたところであり、今後、それぞれの検討事項について検討を進めることとしているので、各都道府県におかれては、本検討会における検討の動向について注視いただくようお願いする。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00520.html

8. 母子保健対策について

(1) 成育基本法（略称）について

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)については、第197回国会にて成立し、2018（平成30）年12月14日に公布されたところである。

本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

また、厚生労働大臣が成育医療等基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと、厚生労働省に成育医療等協議会を設置し、成育医療等基本方針の案を作成するときはその意見を聴くこと等が規定されている。

都道府県におかれては、管内市町村への周知をお願いする。

(2) 「健やか親子21（第2次）」中間評価について

「健やか親子21」は、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標を示し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動として、2001（平成13）年から取組を開始し、2015（平成27）年度からは、2024年度までを運動期間とする「健やか親子21（第2次）」を開始している。

この「健やか親子21（第2次）」については、2019年度において、これまでの取組状況についての中間評価を実施し、必要に応じて指標の追

加等の見直しを行う予定である。

中間評価では、2018（平成30）年度母子保健事業の実施状況等のデータを用いるため、毎年ご協力いただいている調査のうち、「健やか親子21（第2次）」の指標として把握する調査に関して例年よりも早い時期に依頼し提出いただく予定としている。

母子保健事業の実施状況調査のうち、「健やか親子21（第2次）」の指標としている調査の集計・報告についてご協力をお願いしたい。

また、必須問診項目の15指標に加えて、4指標についても集計報告をいただきたい。

なお、提出時期については別途お知らせする予定である。

（3）「授乳・離乳の支援ガイド」の改定について

（関連資料88参照）

妊産婦及び乳幼児の栄養指導については、これまでより「妊産婦のための食生活指針（2006（平成18）年2月）や「授乳・離乳の支援ガイド」（2007（平成19）年3月）の各報告書・リーフレットを厚生労働省ホームページに掲載し、乳幼児健康診査等の栄養指導において積極的に活用をお願いしているところである。

この「授乳・離乳の支援ガイド」については、妊産婦や子どもに関わる保健医療従事者が基本的事項を共有化し、支援を進めていくことができるよう、保健医療従事者向けに2007（平成19）年3月に作成され、自治体や医療機関等で活用されてきた。

今般、本ガイドの策定から約10年が経過したことから、学識経験者等で構成された『「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会』を開催し、最新の知見や、授乳・離乳を取り巻く社会環境等の変化を踏まえ、本ガイドの内容を検証し、改定することとしている。

（4）乳幼児健康診査における発達障害の早期発見及び情報の引き継ぎについて

乳幼児健康診査における発達障害の早期発見については、発達障害者支援法（2004（平成16）年法律第167号）第5条において、市町村は、乳幼児健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない旨定められている。

また、2017（平成29）年1月の総務省勧告を受けて、市町村での乳幼児健康診査における発達障害の早期発見の取り組み事例について、2018（平成30）年6月に情報提供したところであり、さらに、効果的と考えられる事例の分析を現在進めているところである。

(5) 助産施設について

児童福祉法第22条に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあった場合には、助産施設において助産を実施することとしている。

各都道府県等におかれては、上記に基づく適切な助産の実施や、同法第22条第4項に基づく助産制度に関する情報の周知を図るとともに、助産施設が未設置の都道府県等におかれては、設置について積極的な検討をお願いします。

